

**第4期**  
**三種町地域福祉計画・**  
**地域福祉活動計画**

令和7年3月



秋田県三種町



社会福祉法人 三種町社会福祉協議会



# 目次

第1章 計画の概要.....	1
1. 計画策定にあたって.....	3
(1) 計画の目的 .....	3
(2) 計画策定の趣旨 .....	3
2. 計画の概要 .....	4
(1) 計画の位置付け.....	4
1) 法的根拠.....	4
2) 関連諸計画との関係 .....	4
(2) 計画の期間 .....	5
3. 計画推進における役割分担.....	5
4. 社会福祉協議会との連携 .....	7
第2章 本町を取り巻く状況.....	9
1. 本町の概況 .....	11
(1) 人口・世帯の状況 .....	11
1) 人口の推移.....	11
2) 世帯数の推移.....	12
3) 人口動態の状況.....	12
(2) 高齢者を取り巻く状況 .....	13
1) 要支援・要介護認定数の推移 .....	13
2) 65歳以上に占める認定者数の割合（認定率）の推移 .....	13
(3) 障がい者を取り巻く状況 .....	14
1) 障害者手帳所持者等の状況 .....	14
(4) 子どもを取り巻く状況 .....	15
1) 18歳未満人口の推移.....	15
2) 出生数の推移.....	15
3) 学校等の状況.....	16
(5) その他世帯の状況.....	17
1) 生活保護受給者の推移 .....	17
2) 人口1,000人あたり生活保護受給者数.....	17
2. 地域福祉についてのアンケート結果のポイント.....	18
(1) 調査概要.....	18
(2) 調査結果のポイント .....	18
1) 福祉分野への関心度.....	18
2) 各福祉分野に対する要望 .....	19
3) 地域福祉の推進に向けて必要なこと.....	26
4) 三種町の福祉施策の取組についての評価 .....	31
5) 三種町社会福祉協議会について .....	35
3. 第3期計画の進捗状況.....	40
(1) 施策・事業の実施状況 .....	40
(2) 施策・事業の進捗評価 .....	40
(3) 施策・事業の今後の取組方向.....	41

第3章 計画の方向性.....	43
1. 基本理念と基本目標.....	45
(1) 基本理念.....	45
(2) 地域福祉計画に求められること .....	46
(3) 基本目標.....	47
2. 計画の基本的な方向 .....	48
(1) 計画推進のポイント .....	48
(2) 計画推進の視点 .....	48
3. 施策体系.....	49
第4章 施策の展開.....	51
基本目標1：多様な福祉課題に対する連携した取組の推進 .....	53
1. 福祉教育の推進.....	53
2. 健康づくりへの支援 .....	53
3. 生活環境の向上.....	54
4. 防犯・防災対策.....	55
5. 困難な状況にある人への支援.....	56
6. 制度の狭間の課題への対応.....	57
基本目標2：地域における福祉サービスの適切な利用の推進 .....	57
基本目標3：地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に向けた支援.....	59
基本目標4：地域福祉に関する活動への住民の参加の促進.....	59
基本目標5：包括的な支援体制の整備 .....	60
関連計画1：成年後見制度利用促進計画.....	62
(1) 計画策定の趣旨・目的 .....	62
(2) 計画の位置付け .....	62
(3) 計画の期間 .....	62
(4) 成年後見制度利用促進に向けた施策の展開 .....	63
関連計画2：再犯防止推進計画 .....	65
(1) 計画策定の趣旨・目的 .....	65
(2) 計画の位置付け .....	65
(3) 計画の期間 .....	65
(4) 主な取組.....	65
第5章 計画の推進体制 .....	67
1. 計画推進の考え方 .....	69
2. 計画の進行管理.....	69
(1) 推進体制.....	69
(2) 計画推進における留意点.....	70
3. 計画の進捗及び評価 .....	70

# 第1章 計画の概要



# 1. 計画策定にあたって

## (1) 計画の目的

「地域福祉」は、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくことができるように、地域に関わるすべての人（住民、地域で活動する諸団体、福祉事業者、社会福祉協議会、三種町）が主役となって行う地域づくりの取組です。

地域福祉計画とは、そのために住民、地域で活動する諸団体、福祉事業者、社会福祉協議会、三種町など、地域に関わるすべての人が結びつき、それぞれに期待されている役割に取り組んでいくための指針について取りまとめたものです。住民のつながりを強め、支え合いによる福祉活動を推進するとともに、住民による福祉活動と行政機関等の活動を結びつけ、様々な生活課題の解決を目指す計画が地域福祉計画です。

近年、少子高齢化が進展する中、共働き世帯の増加、経済・雇用環境の変化などによる個人の価値観や生活様式の多様化などのために、人と人とのつながり・絆が弱まり、近隣住民との人間関係が希薄になるなど、互いの顔が見えにくい状況が広がっています。

また、ひとり暮らし高齢者の孤独死や高齢者による高齢者の介護（老老介護）、ヤングケアラー、幼児や高齢者への虐待、大人のひきこもり等これまでの福祉計画では対応しきれない新たな地域課題が大きな問題となっています。

このため、住民、行政機関、関係機関等が互いの役割を明確にし、ともに助け合い支え合う地域社会を基盤とした仕組みや取組が必要となってきています。

これまでも個人の尊厳を尊重する視点から、できる限り地域の中でその人らしい暮らしができるような基盤を整備していくという考えに基づき、高齢者福祉の分野では、地域密着型サービスの創設や地域包括ケア体制の整備、障がい者福祉の分野では、地域生活への移行や一般就労への移行の推進、児童福祉の分野では、子育て支援事業の実施、医療保険制度においては在宅医療の推進など、様々な課題に取り組む福祉政策が展開されています。

生活課題を抱えた人々を支える地域のつながりが希薄化している現在、これらの課題を解決する地域力の強化を図り、町全体が同じ目標を持って、互いに支え合いながら誰もが安心して暮らせる地域を実現するため、地域福祉を推進する取組の指針を示す「第4期三種町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。

## (2) 計画策定の趣旨

「地域福祉計画」とは、地域に関わるすべての人が結び付き、それぞれに期待されている役割に取り組んでいくための指針をまとめたものです。

住民のつながりを強め、相互の支え合いによる福祉活動を推進するとともに、住民による福祉活動と行政による公的なサービスを結び付け、様々な生活課題の解決を目指す行政計画が地域福祉計画です。

「地域福祉活動計画」とは、地域の福祉活動やボランティア活動などの実践的な活動・行動の指針となる民間の活動・行動計画です。

社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉法人三種町社会福祉協議会が、地域福祉を推進することを目的として、「住民や地域において社会福祉に関する行動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者等が協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画」を策定します。

以上の2つの計画を「三種町地域福祉計画・地域福祉活動計画」として、一体的に策定することで取組の共有を図るとともに、町及び社協がそれぞれの立場において、それぞれの役割を担い、かつ相互に連携しながら本町の地域福祉の推進を図っていきます。

## 2. 計画の概要

### (1) 計画の位置付け

#### 1) 法的根拠

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画と位置付けられます。

##### 社会福祉法（抜粋）

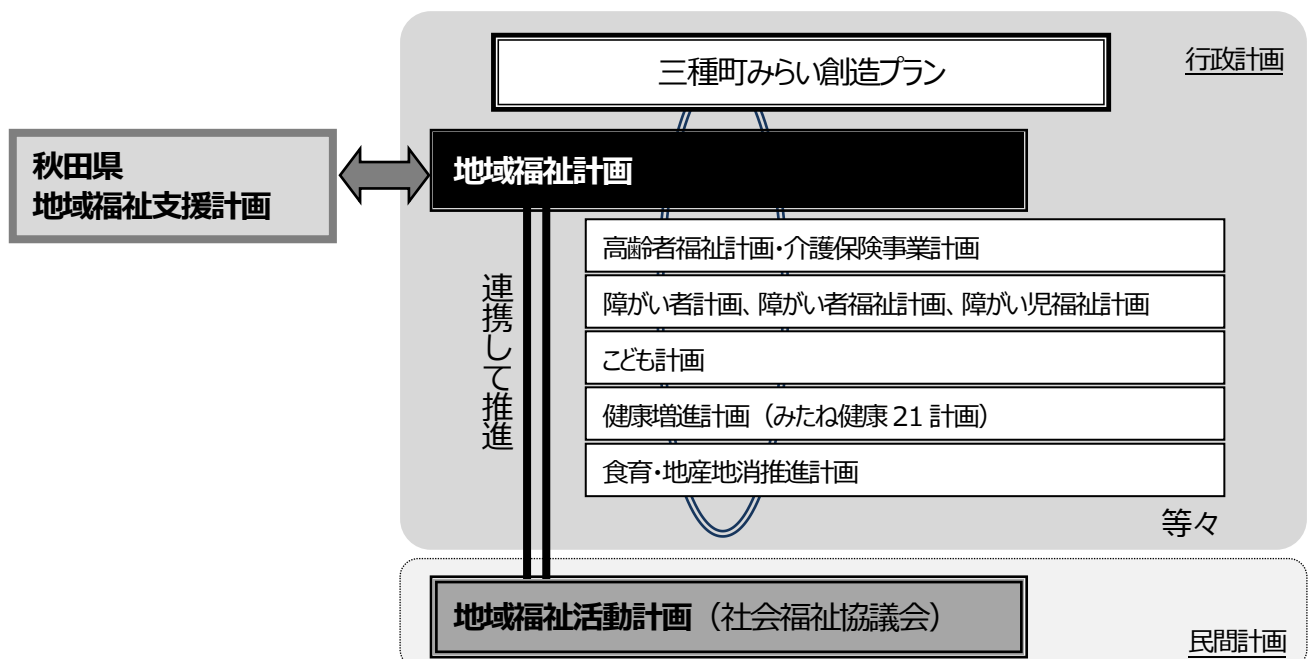
(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - (5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

#### 2) 関連諸計画との関係

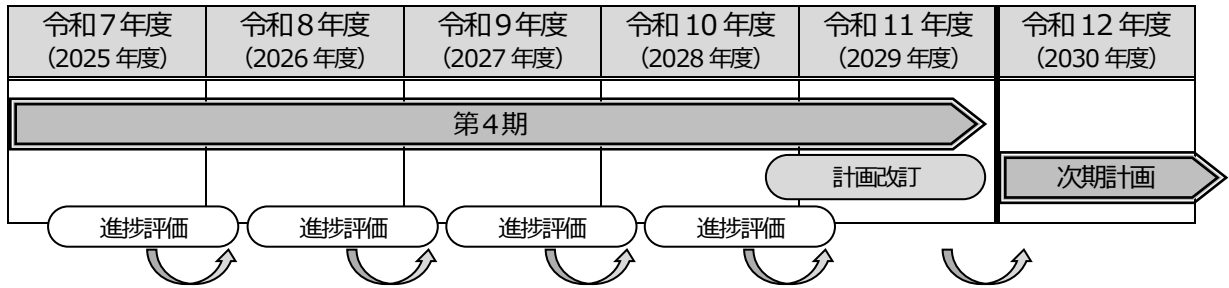
本計画は三種町全体の指針となる「三種町みらい創造プラン」を上位計画とし、住民が直面する地域の生活課題に柔軟に対応するため、個々の福祉の分野計画などと取組の方向性を共有し、これら福祉分野の計画の上位計画に位置付けるものです。



## (2) 計画の期間

本計画の期間は、令和7～11年度までの5か年とします。

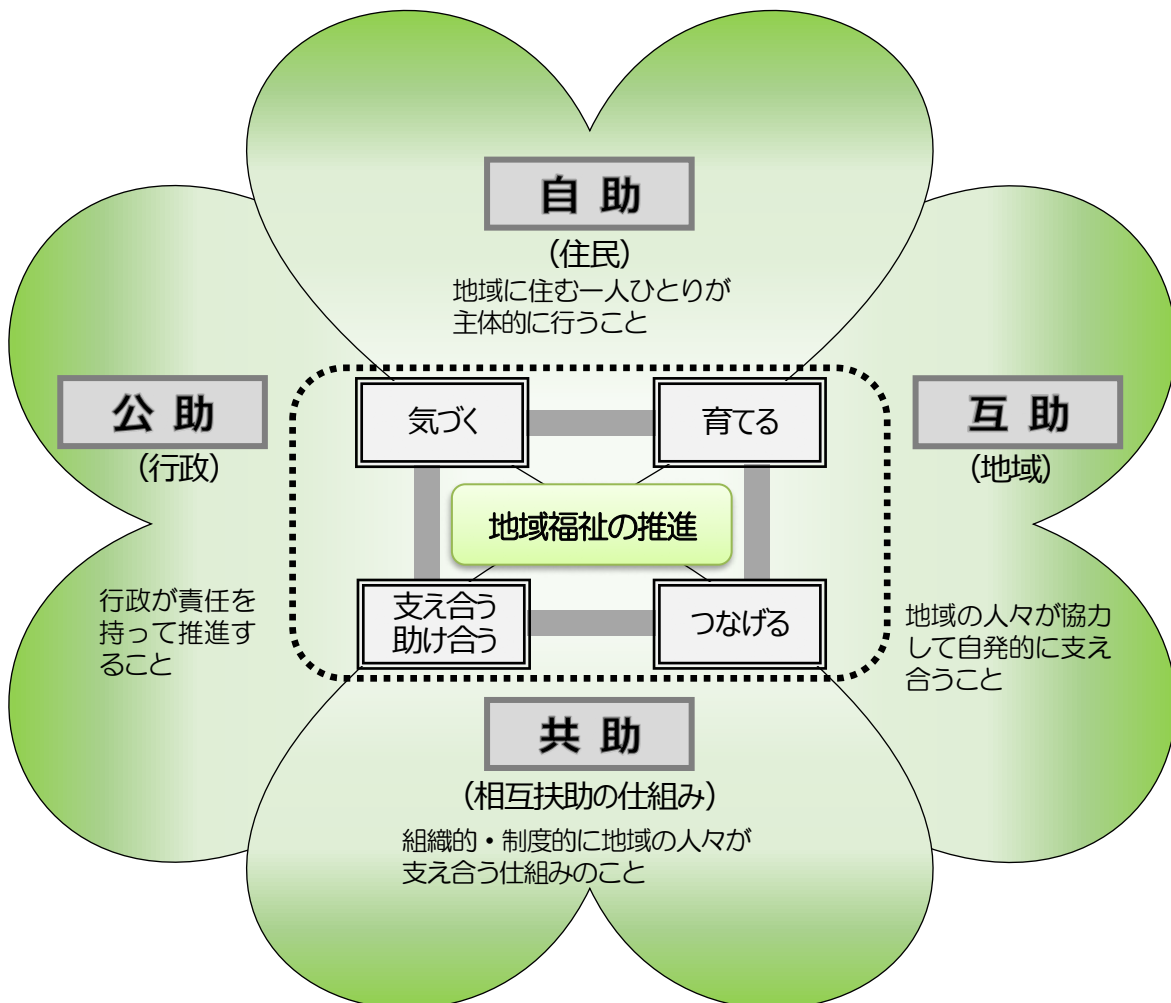
計画期間中においても、関連諸計画の改訂、社会情勢の変化、制度の改正などが発生した際には、適宜、状況の変化に応じて計画の見直しを図るものとします。



## 3. 計画推進における役割分担

### 住民・地域・行政の役割

計画の推進にあたっては、地域福祉を担う主体それぞれが期待される役割を果たし、相互に連携を図って協働により進めていくことが必要であり、それぞれの取組がつながることで地域全体の暮らしやすさの向上を目指します。



## ○住民一人ひとりに期待される役割（自助）

地域福祉推進の主役は住民一人ひとりです。住民は福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉に関わる諸活動の担い手でもあります。

一人ひとりの住民には、地域の生活課題に対して関心を持ち、理解を深め、問題解決のために必要な知識などを深めていくとともに、地域社会を構成するメンバーとして、自分にできる地域活動に対して積極的に参加していくことが期待されます。

## ○地域に期待される役割（互助）

### ①地域で活動する諸団体（自治会、ボランティア団体、NPOなど）

一人ひとりの住民を支える地域の様々な活動団体（自治会、ボランティア団体、NPOなど）には、日常的に様々な住民と接する機会が多いことから、地域の細かな生活課題を発見し行政など関係する機関へつなげていくことや、住民一人ひとりに対して、地域福祉に関わる諸活動への関心を喚起すること、また、住民の活動のサポートを行うことなど地域に密着し、個々の住民を孤立させず、地域の中でより多くの人々との接点が広がるように、相互交流の機会を拡大していくことが期待されます。

### ②福祉サービス事業者

福祉サービスの提供を通じて、住民の自立した生活をサポートするとともに、サービスなどに関わる情報提供や行政と連携した地域福祉活動への参加などが期待されます。また、福祉施設などは、利用者とボランティアなどが交流し合う場となるなど、地域福祉の拠点としても期待されます。

### ③社会福祉法人

社会福祉法人は、社会福祉事業の中心的な担い手であるだけでなく、営利企業など他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人です。子ども、高齢者、生活困窮世帯等への生活支援や将来的に支援を必要とする可能性がある人に対する予防的な支援など、地域における公益的な取組の実践を通じて地域と連携することにより、地域社会に積極的に貢献していくことが期待されます。

### ④民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、住民にとって身近な福祉に関する相談相手であるとともに、地域に密着した活動を通じて地域の生活課題や支援の必要な人の発見・支援を行うこと、必要に応じて行政や社会福祉協議会と情報の共有を図り、連携した活動を行うことが期待されます。

### ⑤社会福祉協議会

社会福祉協議会は、自ら福祉サービスを提供するなどの活動に取り組んでいますが、地域福祉推進の中核的な存在として、住民と地域活動団体、福祉サービス事業者、行政とのコーディネート役としての機能も求められることから、その役割を果たすよう取り組みます。また、社会福祉協議会としての組織の機能強化を図るとともに、地域における多様な課題を把握し、その課題に対応した事業の展開に取り組みます。

## ○支え合いの制度の役割（共助）

医療、年金、介護保険、社会保険制度など被保険者による相互の負担で成り立つ制度化された相互扶助の仕組みのこと。互助による助け合いに限界が生じたときに、制度的な相互扶助が活用されます。制度によるサービスが介入することで、地域住民の「自助」をサポートし、同時に「互助」の負担軽減を図ります。

## ○行政の役割（公助）

行政は、個人や地域では解決できない生活課題に対して公的支援を行うことや、各種福祉サービスの提供、地域ニーズに適したサービス提供基盤の整備など、直接的に住民一人ひとりや地域で活動する諸団体を支援する取組を行います。また、住民一人ひとりや地域の活動がより行いやすいものとなるように、地域福祉に対する地域住民全体の意識啓発・向上、個人や諸団体間のネットワーク化、ともに支えあう地域コミュニティづくりなど、より広範な地域福祉推進のための環境づくりに取り組んでいきます。

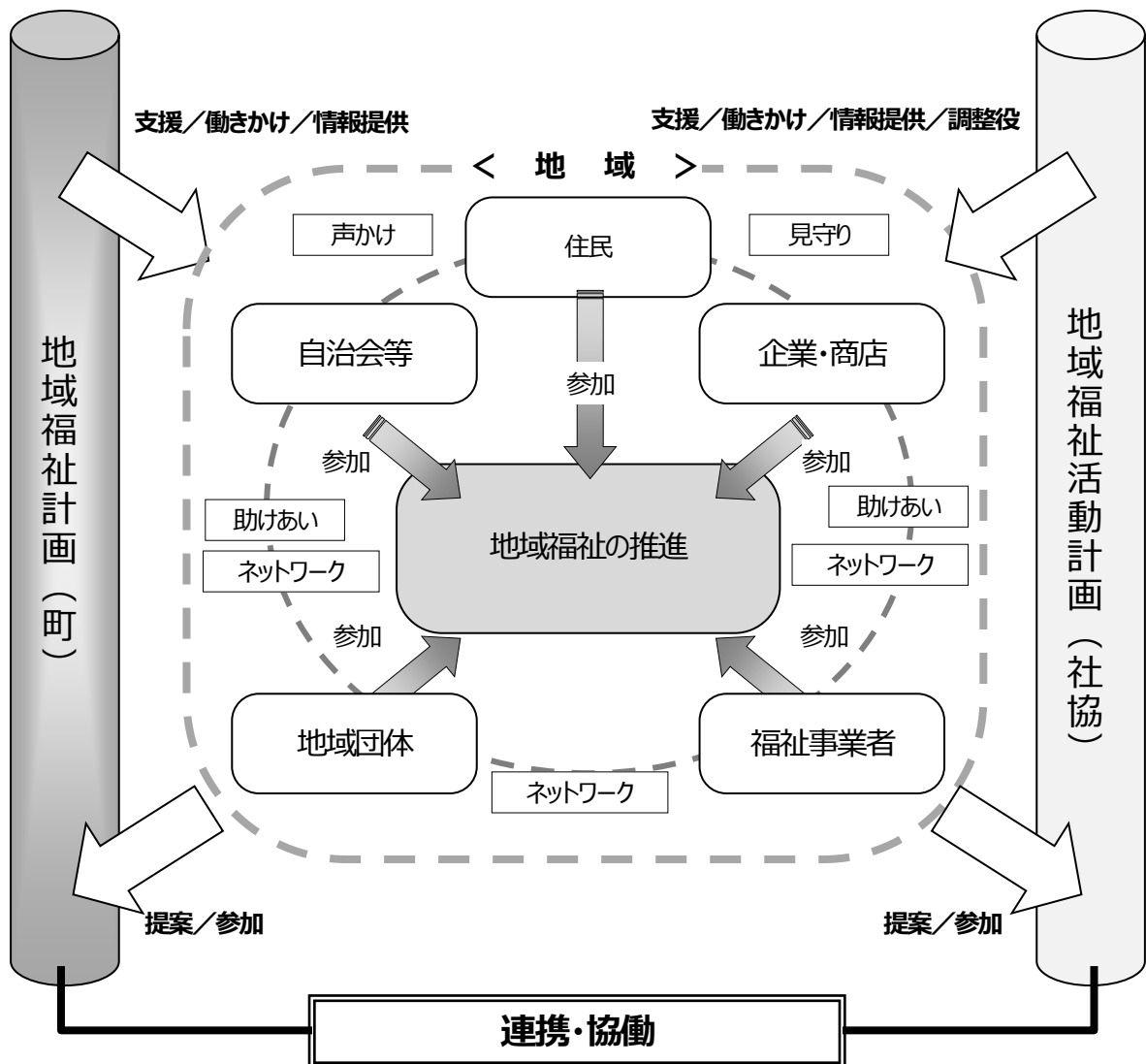
住民からの相談は地域の生活課題を解決するための重要な起点となることから、行政の横の連携を緊密にし、気軽に相談できる体制を構築し、何でも相談できる安心感と、問題の解決につながるという信頼感を提供できるように取り組んでいきます。

## 4. 社会福祉協議会との連携

「地域福祉計画」は、行政計画であり、障がい・高齢・児童等の福祉に関する計画の上位計画として位置づけられ、地域福祉推進における基本方針や取組の指針について整理したものです。

一方、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が策定する民間計画であり、地域福祉計画の実現に向け、住民や団体・地域組織が主体的に活動を推進するための行動計画です。

したがって、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、三種町における地域福祉の推進における2つの大きな柱と位置づけられ、ともに連携・協働を図りながら計画の推進を図っていくものです。





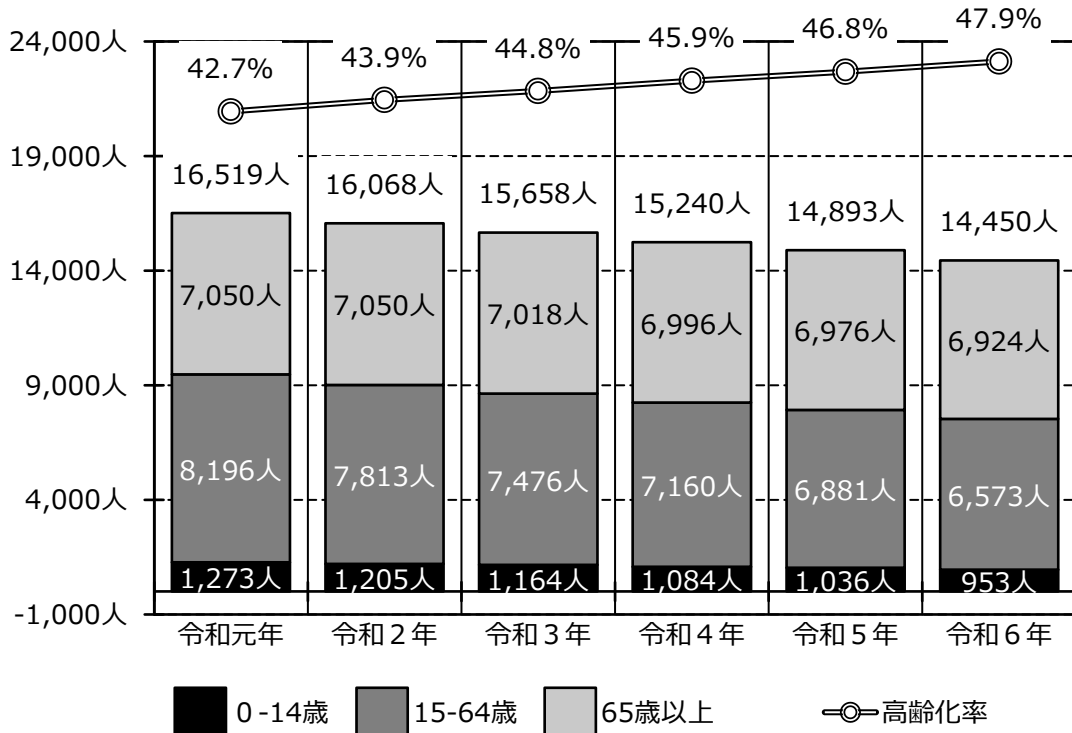
## 第2章 本町を取り巻く状況



# 1. 本町の概況

## (1) 人口・世帯の状況

### 1) 人口の推移



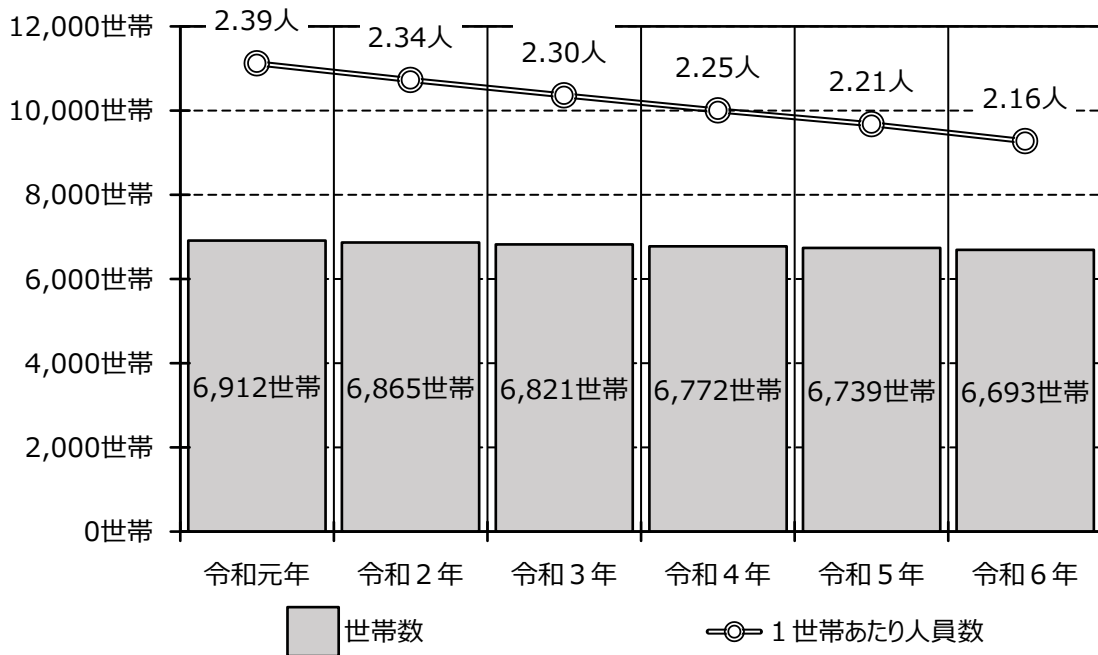
資料：各年4月1日現在、住民基本台帳

令和元年からの総人口の推移をみると、令和元年には16,519人でしたが、年々減少し、令和6年には14,450人と、令和元年から2,069人減少し、令和元年の9割弱の水準となっています。

内訳をみても、年少人口（0-14歳）、生産年齢人口（15-64歳）、高齢者人口（65歳以上）いずれも減少しており、特に年少人口は令和6年には令和元年の4分の3の水準まで減少しています。

高齢者人口も令和3年から減少に転じていますが、それ以上に総人口が減少しているため、高齢化率は上昇傾向にあり、令和6年には47.9%となっています。

## 2) 世帯数の推移



資料：各年4月1日現在、住民基本台帳

世帯数の推移をみると、令和元年の6,912世帯から令和6年には6,693世帯と、219世帯の減少とありますが、減少の幅は小さく、ほぼ横ばいの推移となっています。

1世帯あたりの人員数は、令和元年の2.39人から令和6年には2.16人となっており、世帯の規模は縮小傾向にあります。

## 3) 人口動態の状況

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
自然動態	出生	47人	53人	33人	48人	29人	7人
	死亡	330人	323人	350人	354人	363人	90人
	増減	-283人	-270人	-317人	-306人	-334人	-83人
社会動態	転入	236人	203人	231人	267人	220人	62人
	転出	402人	337人	333人	312人	338人	69人
	増減	-166人	-134人	-102人	-45人	-118人	-7人
全体増減		-449人	-404人	-419人	-351人	-452人	-90人

資料：住民基本台帳、異動事由集計表

※令和6年度分は6月末現在

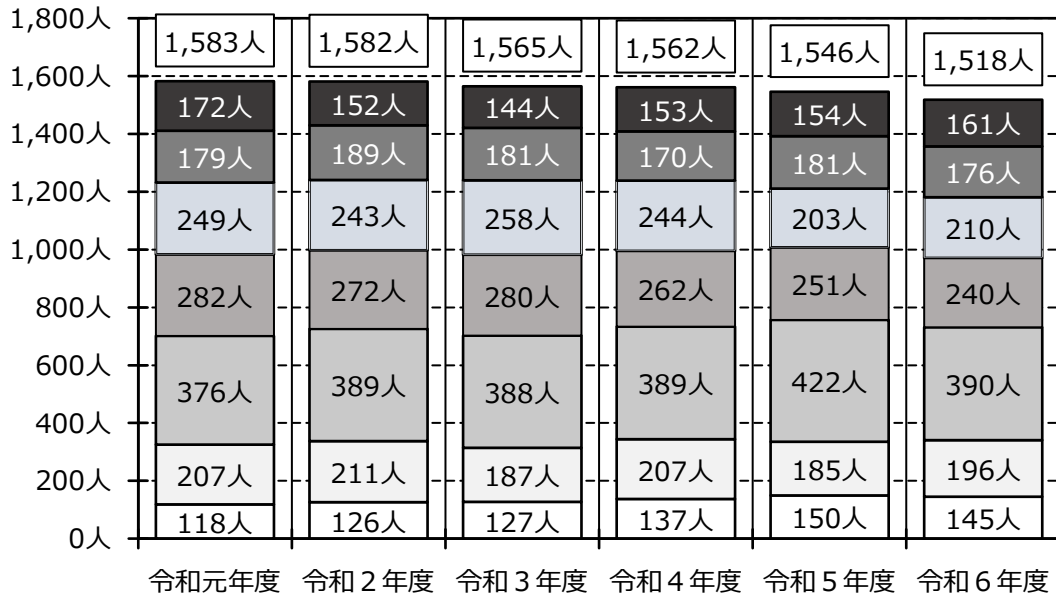
人口動態の状況をみると、年度によるばらつきはあるものの、出生は減少傾向にあり、死亡はやや増加しているため、自然動態については300人前後の減少となっています。

また、転入は各年度200人以上いるものの、転出は300人以上となっており、社会動態は減少が続いています。

自然動態、社会動態ともに減少となっており全体としては毎年度おおむね400人程度の減少となっています。

## (2) 高齢者を取り巻く状況

### 1) 要支援・要介護認定数の推移



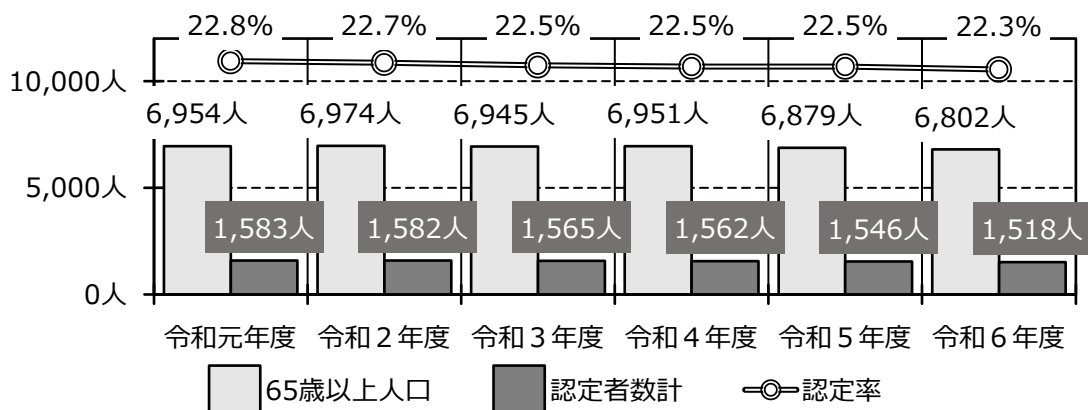
要支援1
  要支援2
  要介護1
  要介護2
  要介護3
  要介護4
  要介護5

資料：介護保険事業状況報告、各年度9月末実績

要支援・要介護認定数の推移をみると、認定者数は令和元年度の1,583人から令和6年には1,518人と65人の減少となっていますが、減少の幅は大きくなく、おおむね横ばいの推移となっています。

各要介護度、年度により増減はあるものの突出した増減の傾向はなく、おおむね横ばいに推移していますが、要支援1と要介護1についてはやや増加傾向がみられます。

### 2) 65歳以上に占める認定者数の割合（認定率）の推移

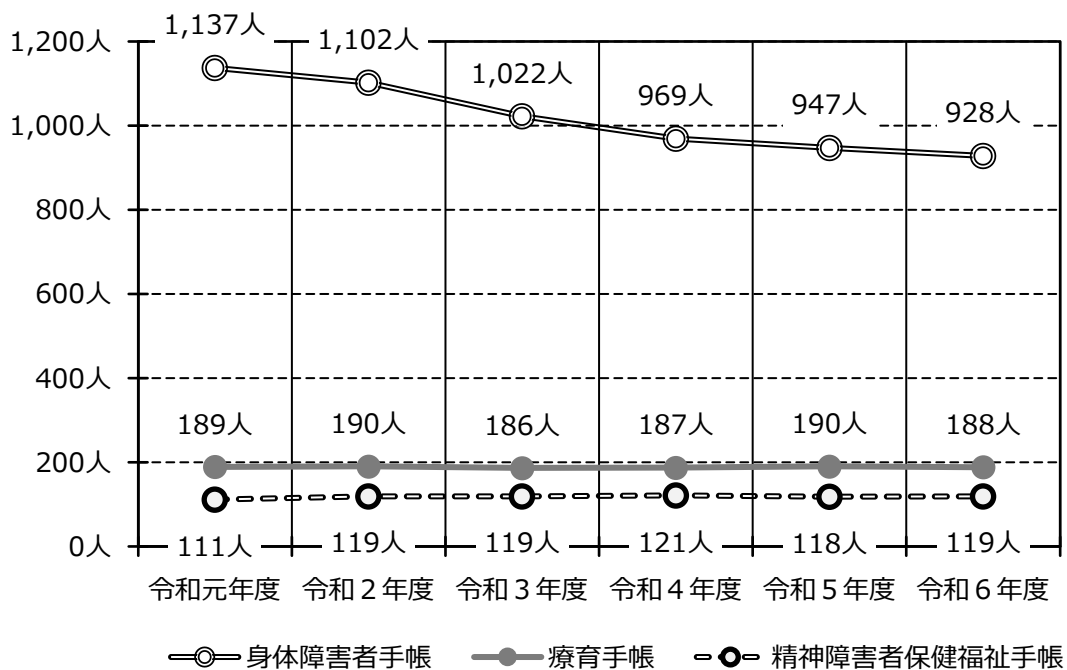


資料：介護保険事業状況報告、各年度9月末実績

認定率の推移をみると、高齢者人口、認定者数に大きな増減がみられないため、22%台でほぼ横ばいに推移しています。

### (3) 障がい者を取り巻く状況

#### 1) 障害者手帳所持者等の状況



資料：障害者基礎調査・現況調査 他、各年度3月末時点

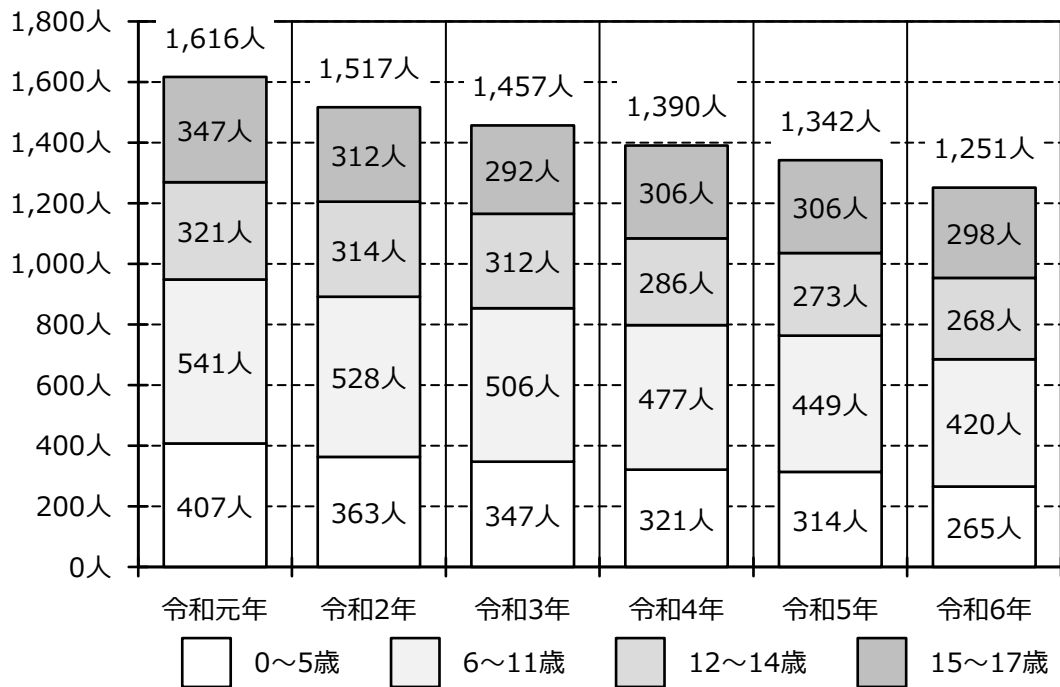
※令和6年度分は7月末時点

各種の障害者手帳の所持者数の推移をみると、種別としては身体障害者手帳の所持者数がもっとも多いものの、人数は減少傾向にあり、令和5年度は947人、令和6年度は928人となっています。

療育手帳の所持者数は190人前後でほぼ一定に推移しており、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は120人前後でほぼ一定に推移しています。

## (4) 子どもを取り巻く状況

### 1) 18歳未満人口の推移

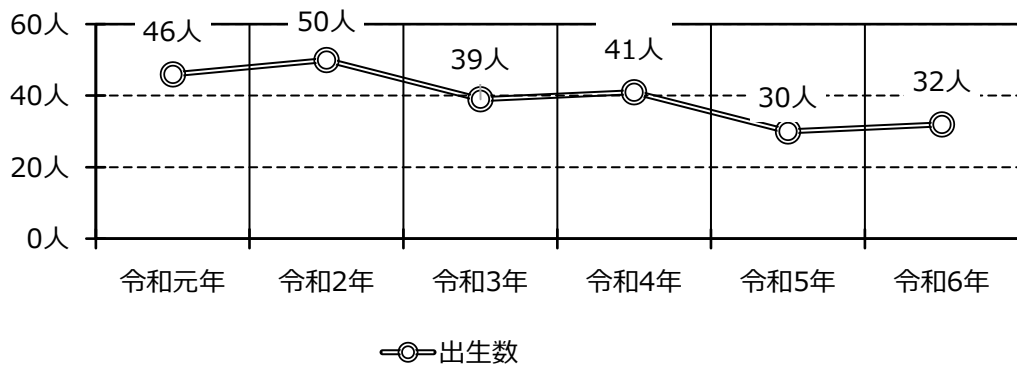


資料：住民基本台帳、各年3月末現在

令和元年からの18歳未満人口の推移をみると、令和元年には1,616人でしたが、年々減少し、令和6年には1,251人と、令和元年から365人減少し、令和元年の8割弱の水準となっています。

特に0～5歳人口の減少が顕著となっており、令和6年には令和元年の6.5割の水準まで減少しています。

### 2) 出生数の推移



資料：町統計資料

※令和6年度は見込み値

出生数は増減はあるものの、全体的にはやや減少しており、令和5年以降は30人程度となっています。

### 3) 学校等の状況

#### ○学校等の設置状況

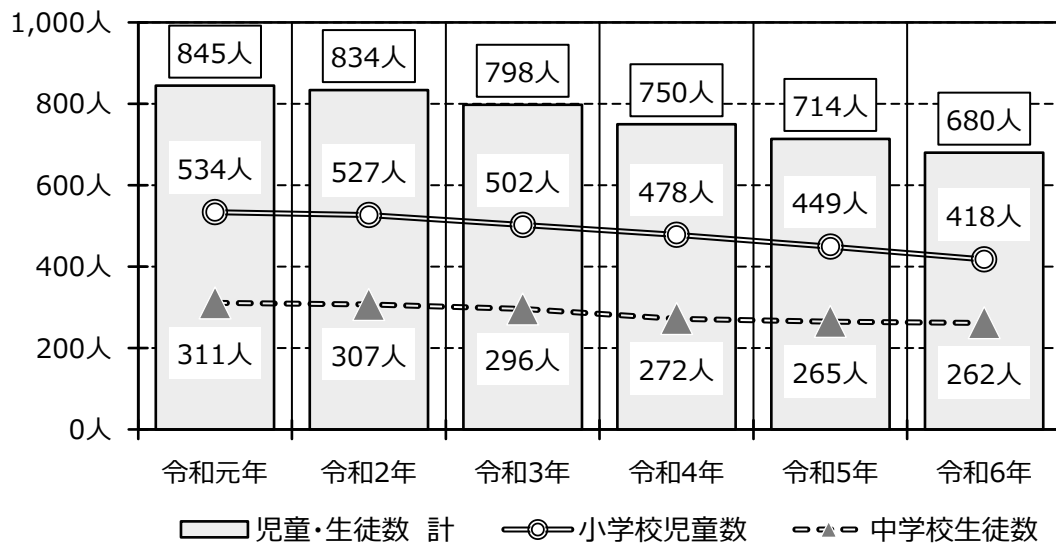
	保育園	小学校	放課後児童クラブ	中学校
琴丘	1園	1校	1クラブ	1校
山本	1園	2校	3クラブ	1校
八竜	1園	2校	2クラブ	1校
計	3園	5校	6クラブ	3校

資料：三種町統計データ、令和6年4月1日時点

保育園、中学校は各地域に1園（校）、小学校は琴丘地域に1校、山本と八竜地域はそれぞれ2校となっています。

放課後児童クラブは琴丘地域に1クラブ、山本地域に3クラブ、八竜地域に2クラブとなっています。

#### ○児童・生徒数の推移



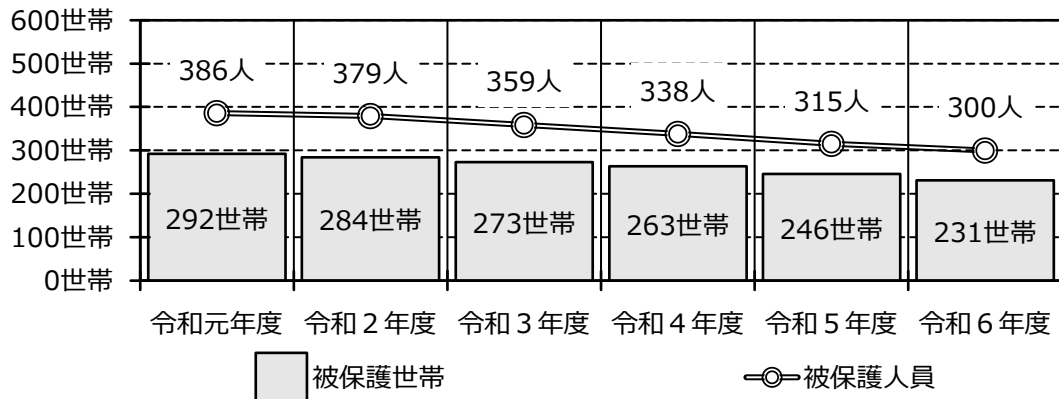
資料：三種町統計データ、各年5月1日時点

児童・生徒数は年々減少しており、令和6年には680人となっています。

小学校児童数、中学校生徒数ともに減少しており、令和元年に比べると令和6年は、小学校児童は7.8割の水準に、中学校生徒は8.4割の水準に減少しています。

## (5) その他世帯の状況

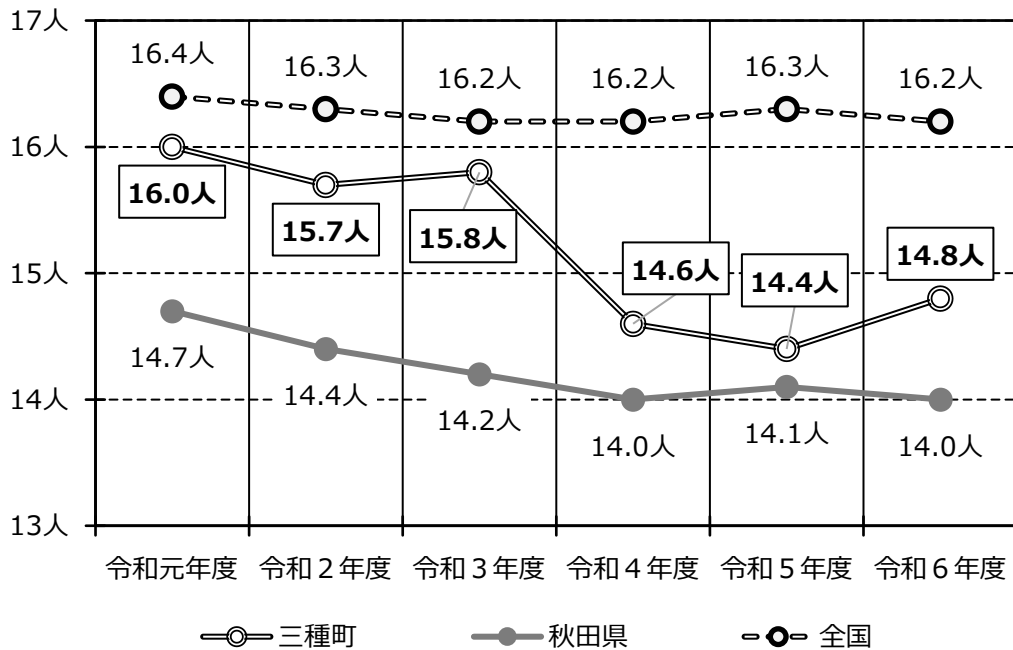
### 1) 生活保護受給者の推移



資料：秋田県山本地域振興局福祉環境部 業務概要  
※令和6年度は7月末時点の値

生活保護の被保護世帯数はやや減少し、令和6年度には231世帯となっています。  
被保護人員数も減少しており、令和6年度には300人となっています。

### 2) 人口1,000人あたり生活保護受給者数



資料：秋田県山本地域振興局福祉環境部 業務概要  
※令和6年度は7月末時点の値

人口1,000人あたり生活保護受給者数で県や国と比較してみると、本町の生活保護受給者数は県よりも高い水準にありますが、国よりは低い水準となっています。

本町では令和4年度以降生活保護受給者数は大きく減少しており、令和6年度まで14人台で推移しています。

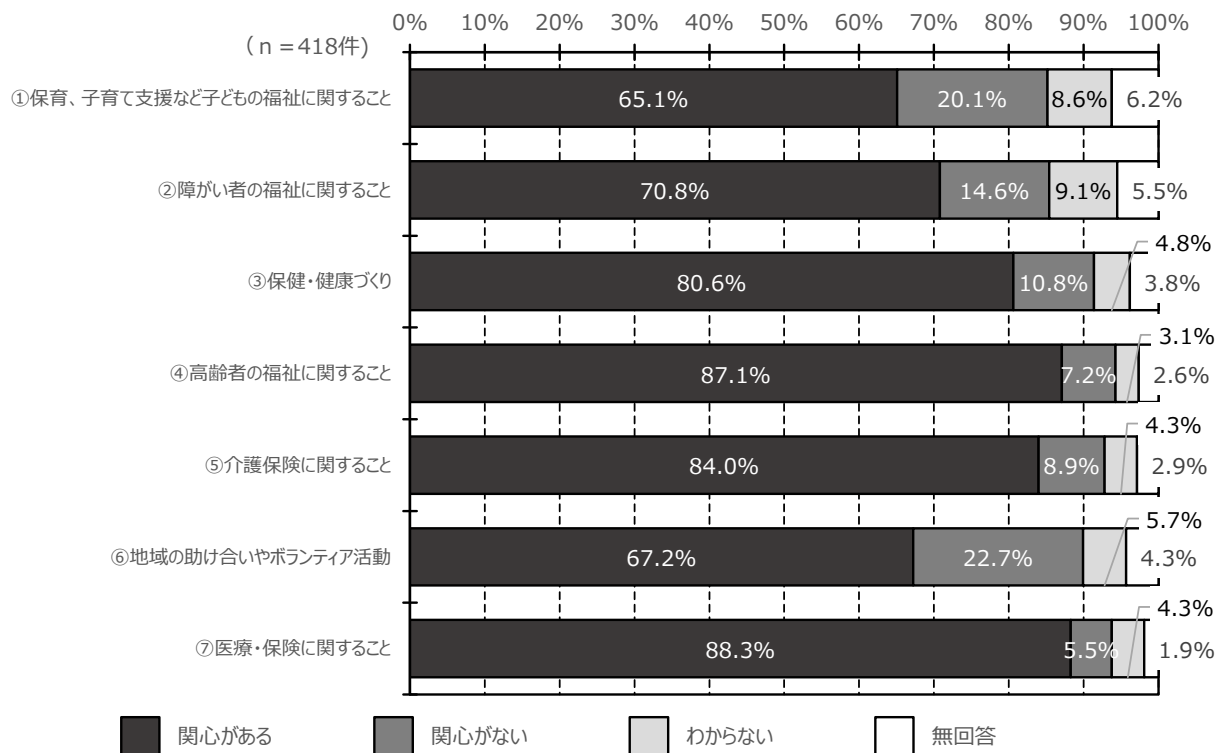
## 2. 地域福祉についてのアンケート結果のポイント

### (1) 調査概要

調査期間	令和6年7月	
調査方法	郵送による配布・回収	
調査対象	町内在住の20歳以上の方	
回収状況	発送数：1,000件⇒有効回収数：418件	有効回収率：41.8%

### (2) 調査結果のポイント

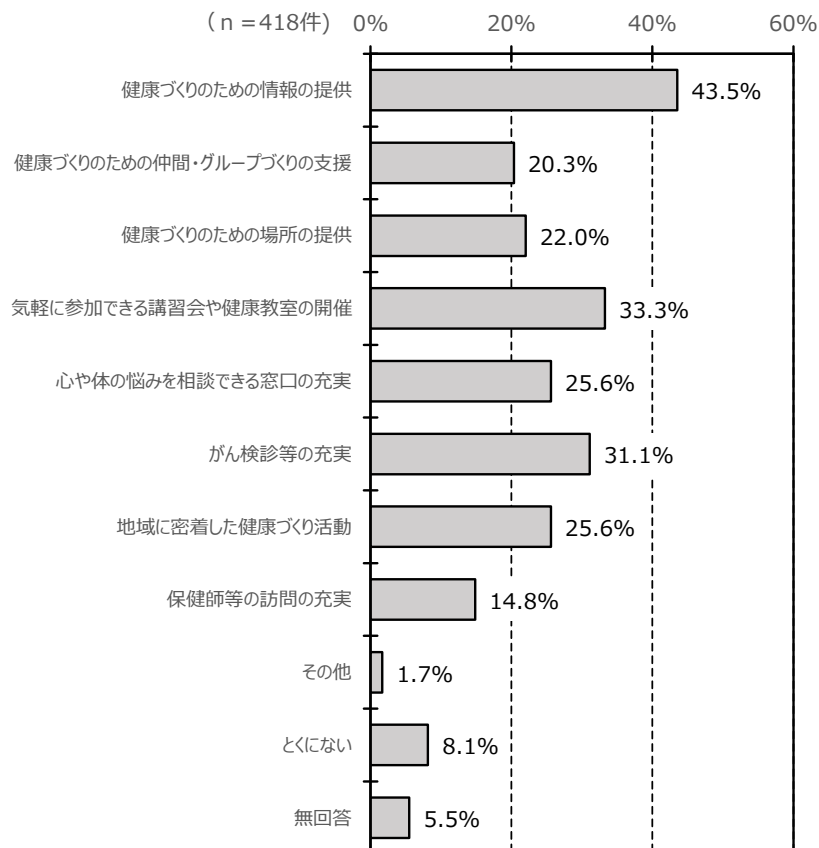
#### 1) 福祉分野への関心度



いずれの分野についても6割以上が“関心がある”（「非常に関心がある」、「少し関心がある」）としており、③保健・健康づくり、④高齢者の福祉に関すること、⑤介護保険に関すること、⑦医療・保険に関することについては8割以上が“関心がある”としています。

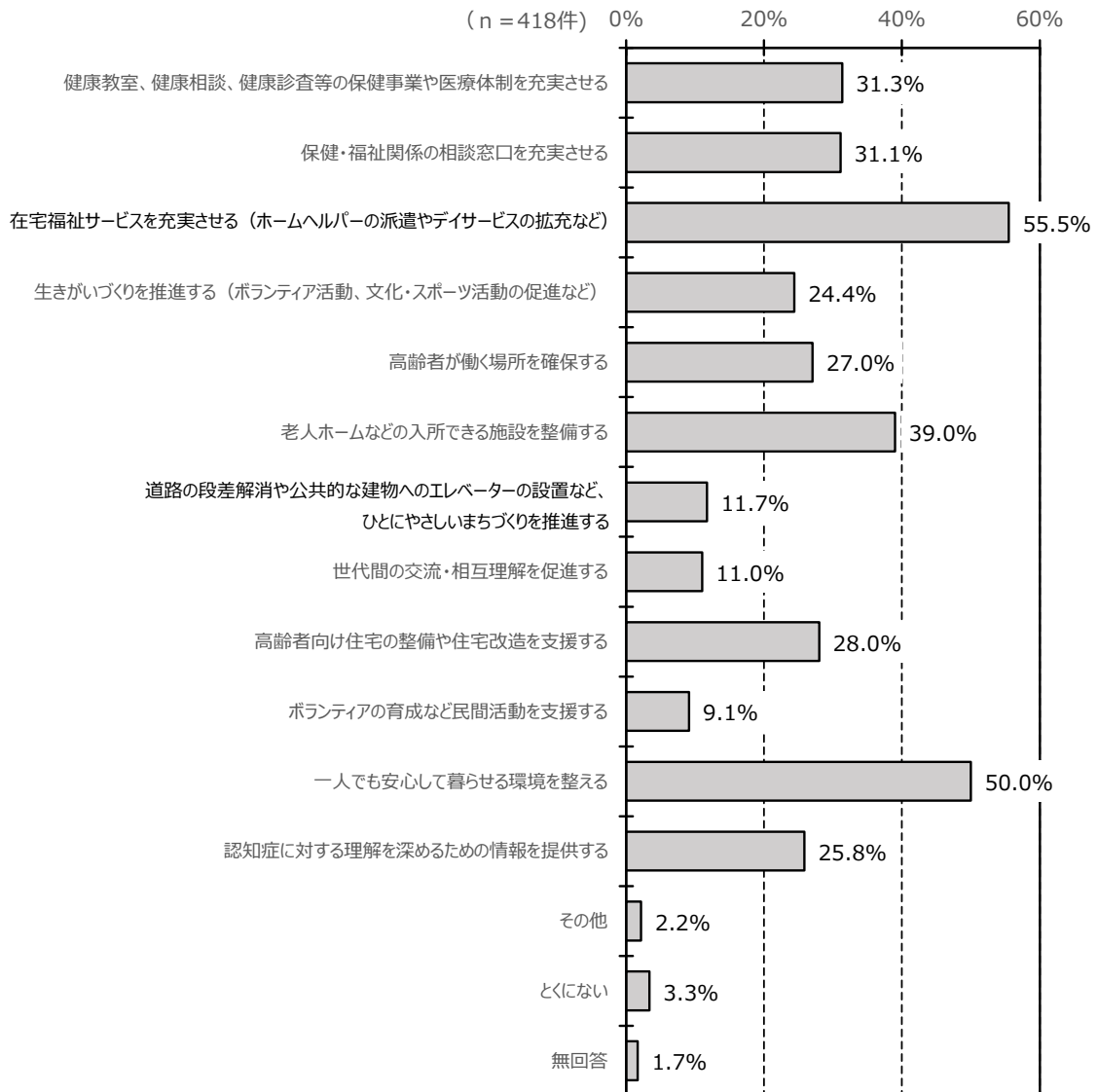
## 2) 各福祉分野に対する要望

### ○健康づくり推進のために必要な保健事業



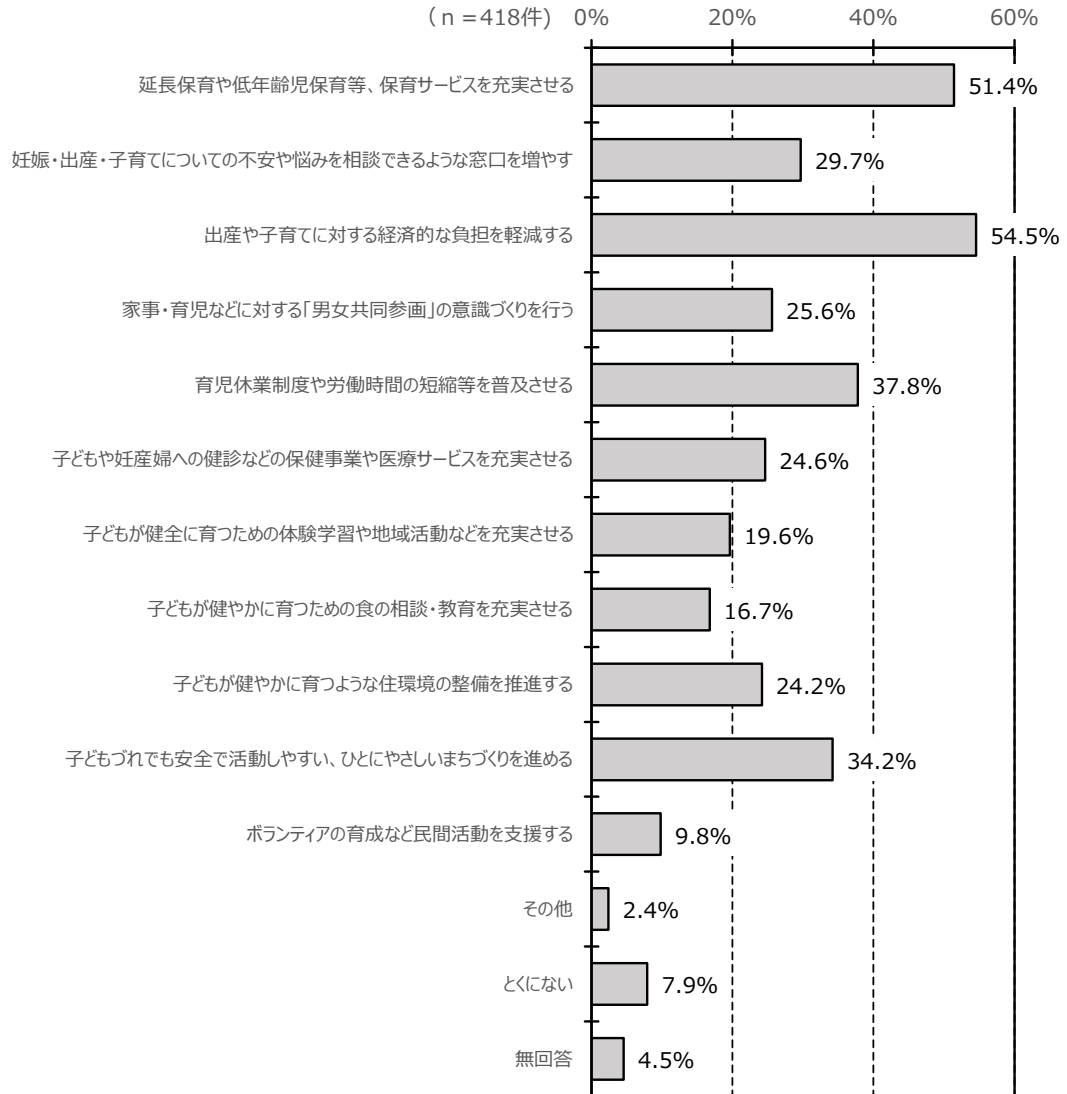
健康づくり推進のために必要な保健事業としては、「健康づくりのための情報の提供」が 43.5%でもっとも多くなっています。その他に「気軽に参加できる講習会や健康教室の開催」（33.3%）、「がん検診等の充実」（31.1%）などが挙げられています。

## ○高齢者の自立した生活のために必要なこと



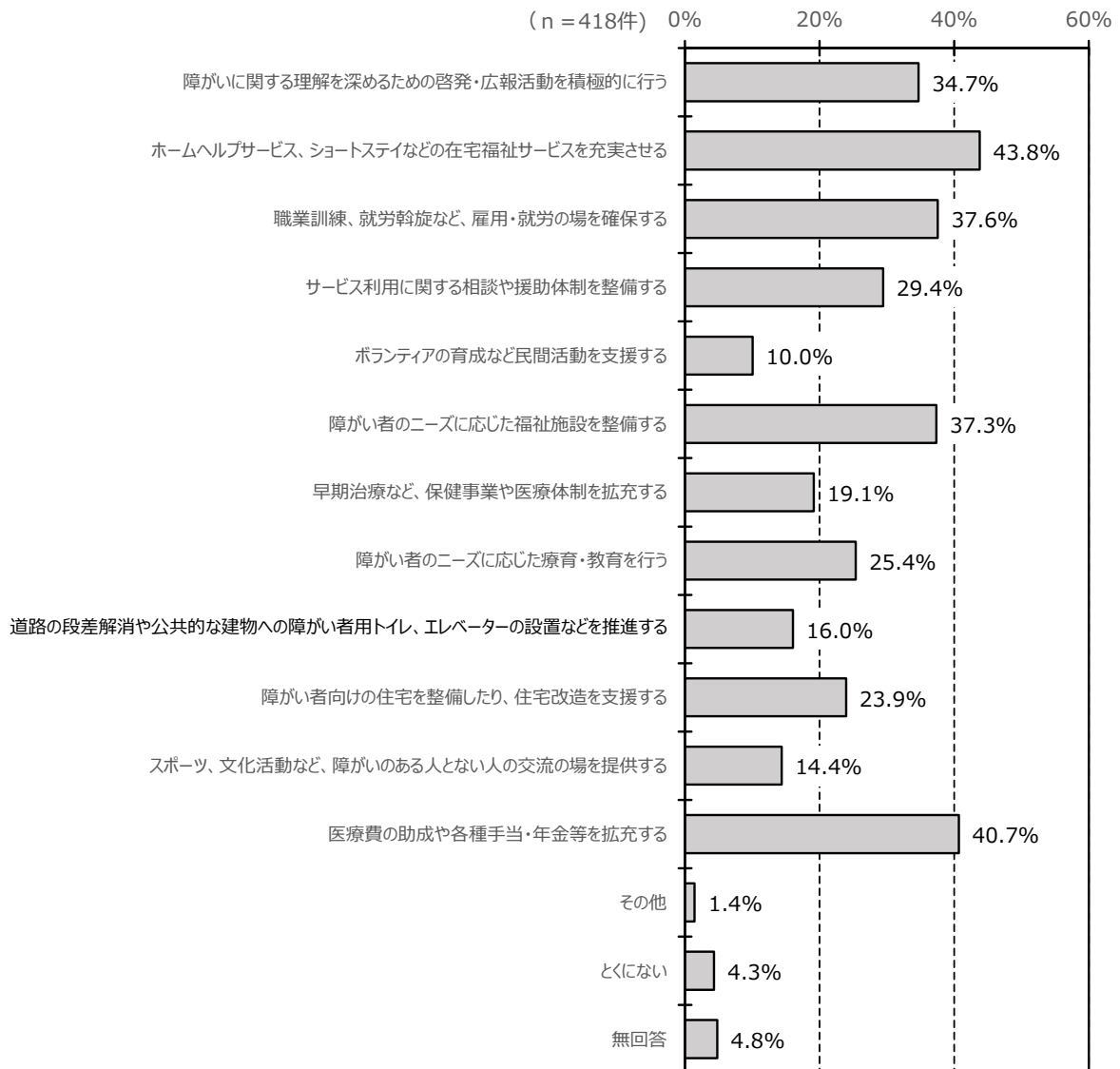
高齢者の自立した生活のために必要なこととしては、「在宅福祉サービスを充実させる（ホームヘルパーの派遣やデイサービスの拡充など）」（55.5%）と「一人でも安心して暮らせる環境を整える」（50.0%）がともに半数以上から挙げられています。

## ○安心して子育てするために必要なこと



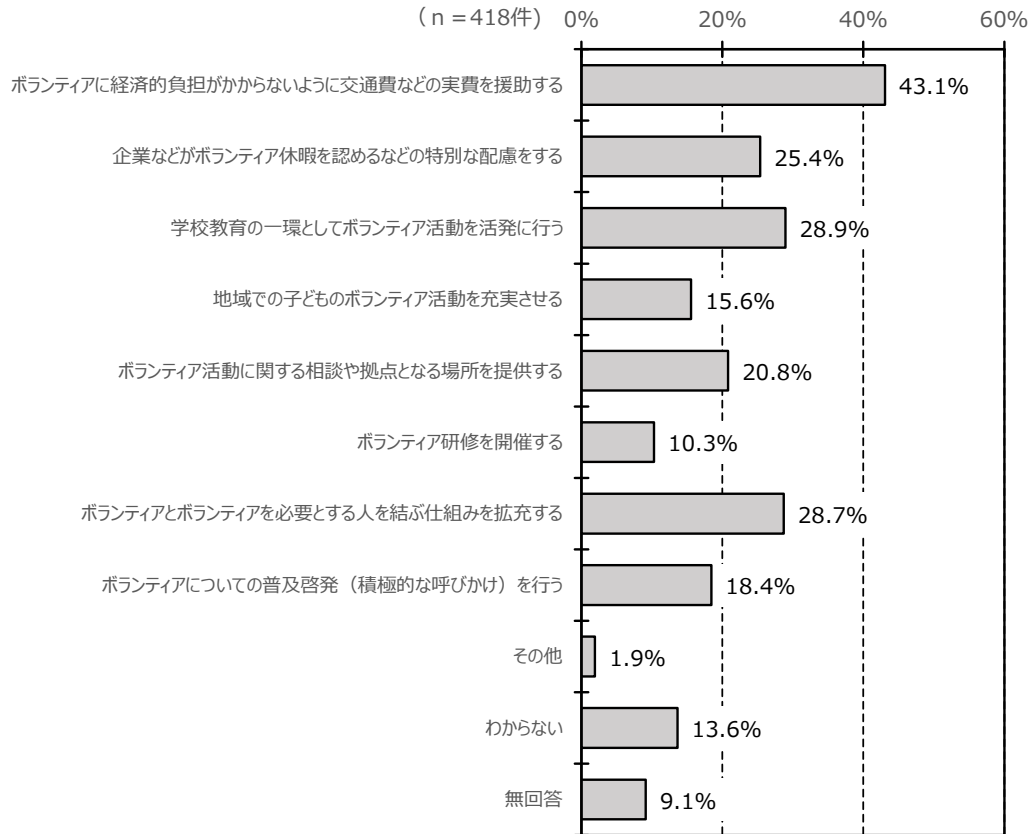
安心して子育てするために必要なこととしては、「出産や子育てに対する経済的な負担を軽減する」(54.5%)と「延長保育や低年齢児保育等、保育サービスを充実させる」(51.4%)がともに半数以上から挙げられています。

## ○障がい者にやさしい社会をつくるために必要なこと



障がい者にやさしい社会をつくるために必要なこととしては、「ホームヘルプサービス、ショートステイなどの在宅福祉サービスを充実させる」（43.8%）と「医療費の助成や各種手当・年金等を拡充する」（40.7%）がともに4割以上と多く挙げられており、ついで「職業訓練、就労斡旋など、雇用・就労の場を確保する」（37.6%）、「障がい者のニーズに応じた福祉施設を整備する」（37.3%）、「障がいに関する理解を深めるための啓発・広報活動を積極的に行う」（34.7%）などを必要とする回答が多くなっています。

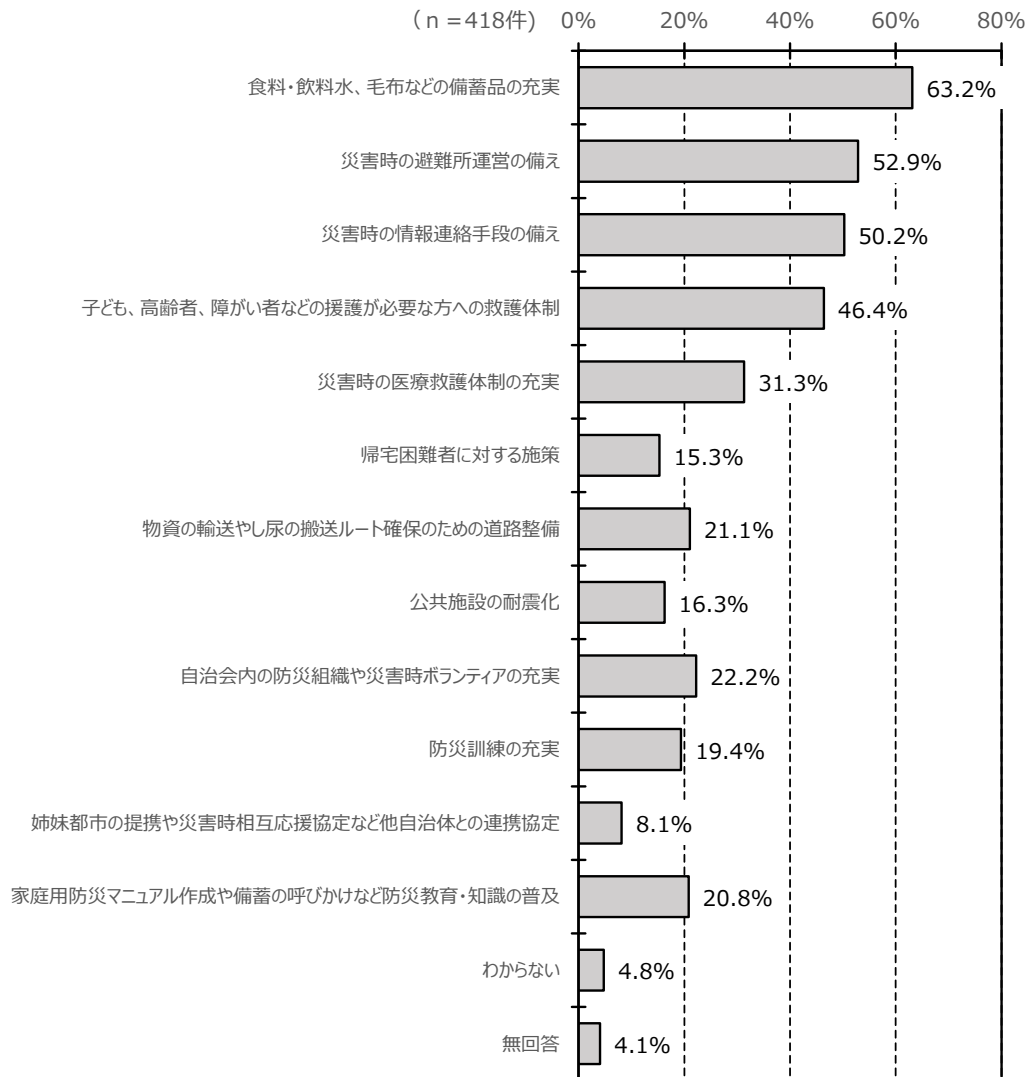
## ○ボランティア活動の拡大のために必要なこと



ボランティア活動の拡大のために必要なこととしては、「ボランティアに経済的負担がかからないように交通費などの実費を援助する」が43.1%でもっとも多くなっています。

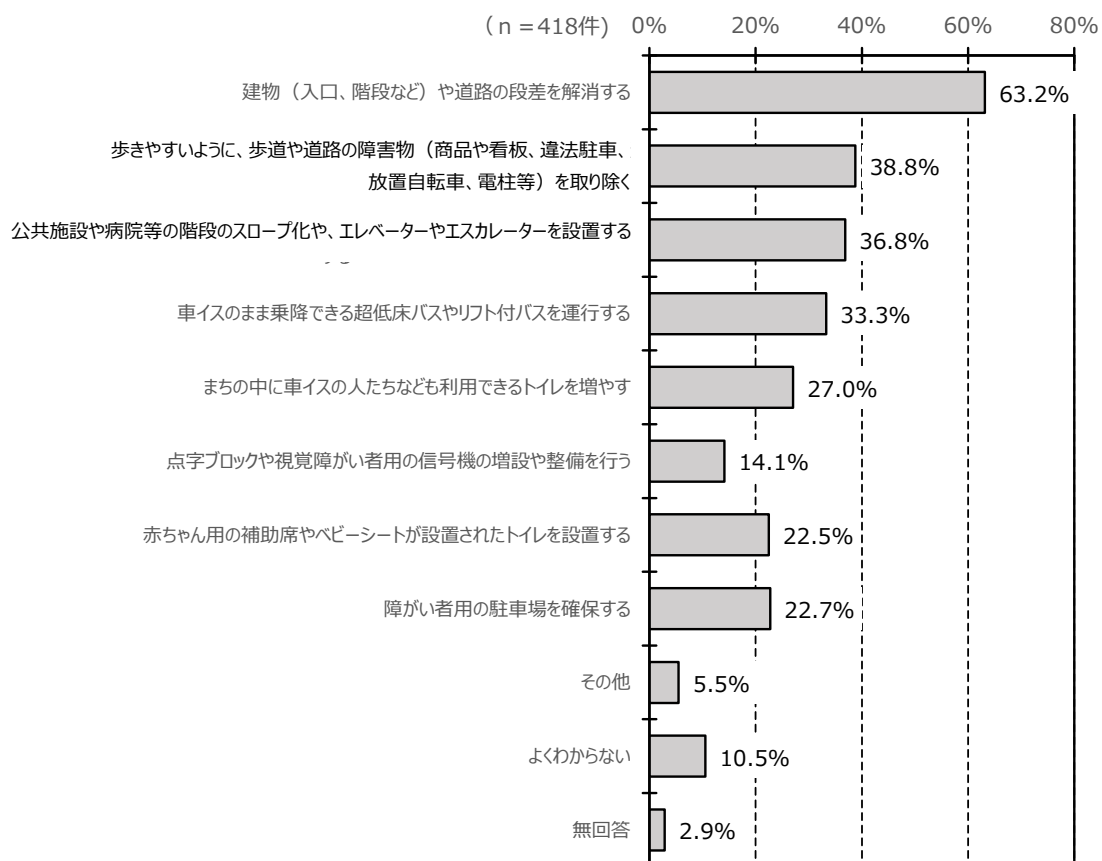
その他に「学校教育の一環としてボランティア活動を活発に行う」（28.9%）、「ボランティアとボランティアを必要とする人を結ぶ仕組みを拡充する」（28.7%）、「企業などがボランティア休暇を認めるなどの特別な配慮をする」（25.4%）などが挙げられています。

## ○防災対策の推進のために重要なこと



防災対策の推進のために重要なこととしては、「食料・飲料水、毛布などの備蓄品の充実」が 63.2%でもっとも多く、ついで「災害時の避難所運営の備え」（52.9%）、「災害時の情報連絡手段の備え」（50.2%）などへの回答が多くなっています。

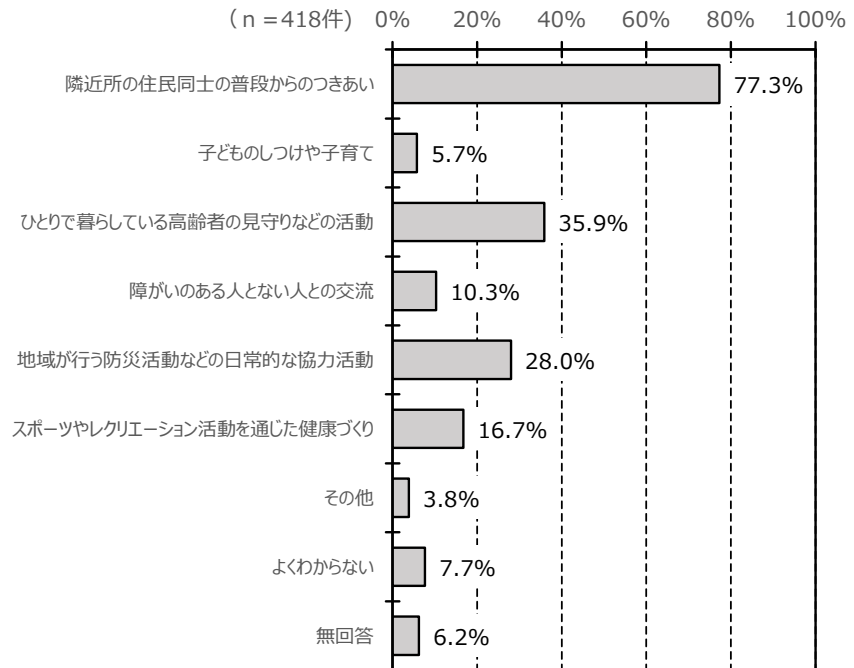
## ○バリアフリーのまちづくりに向けて必要なこと



誰もが外出しやすいまちづくりにおいて必要なこととしては「建物（入口、階段など）や道路の段差を解消する」が63.2%でもっとも多くなっています。

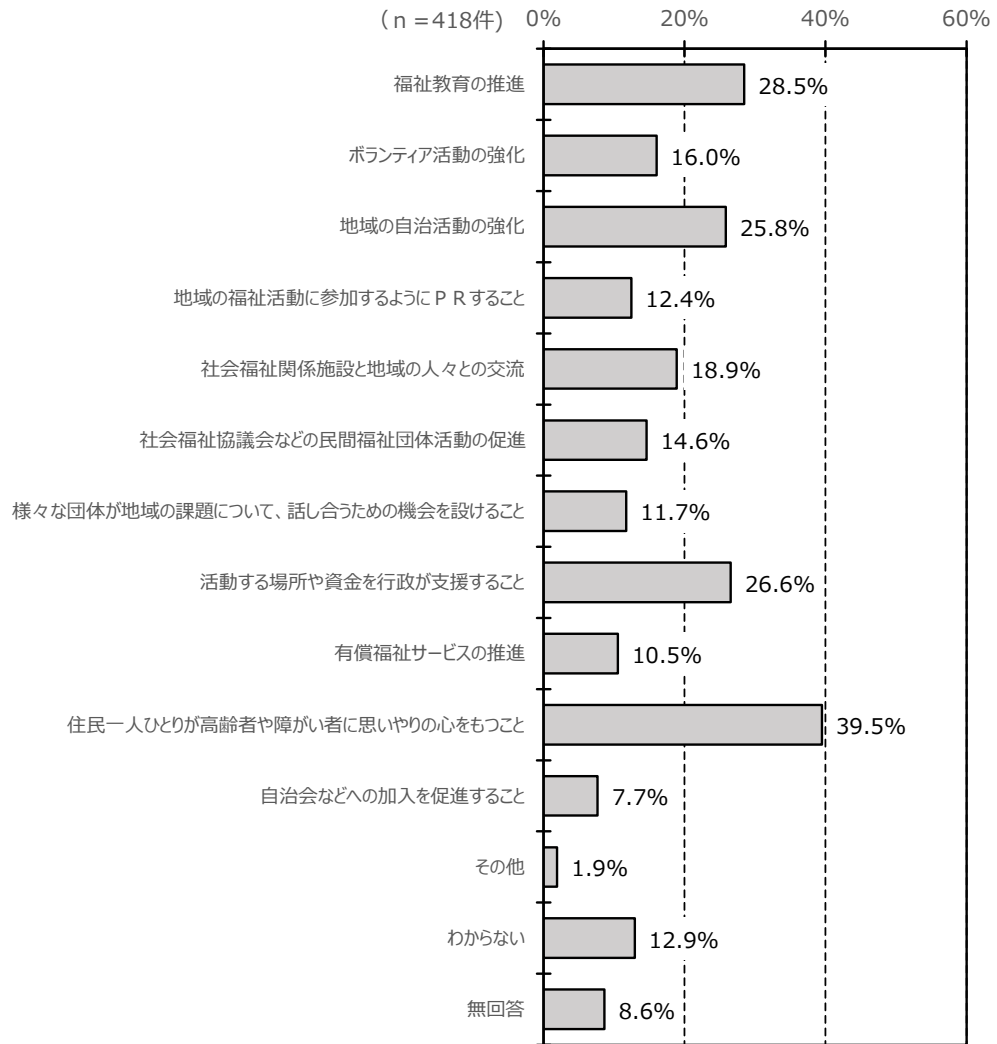
### 3) 地域福祉の推進に向けて必要なこと

#### ○地域で互いに支え合っていくうえで大切なこと



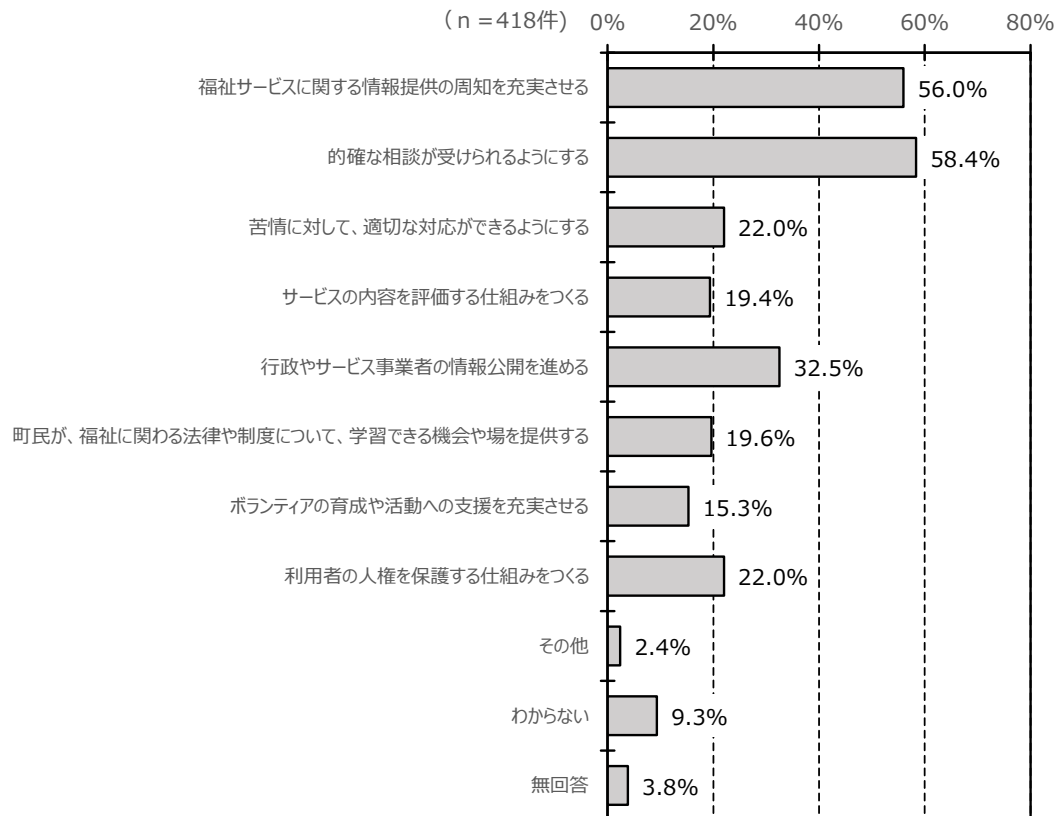
地域で互いに支え合っていくうえで大切なこととしては、「隣近所の住民同士の普段からのつきあい」が77.3%でもっとも多くなっています。

○地域福祉の推進のために重要なこと



地域福祉の推進のために重要なこととしては、「住民一人ひとりが高齢者や障がい者に思いやりの心をもつこと」が 39.5%でもっとも多く、ついで「福祉教育の推進」(28.5%)、「活動する場所や資金を行政が支援すること」(26.6%)、「地域の自治活動の強化」(25.8%) などへの回答が多くなっています。

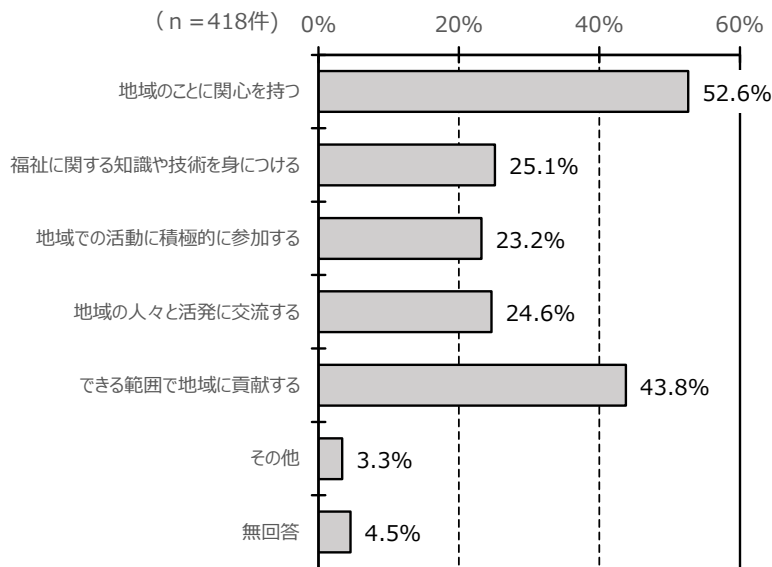
## ○利用者本位の福祉サービス実現に向けて必要なこと



利用者本位の福祉サービス実現に向けて必要なこととしては、「的確な相談が受けられるようにする」（58.4%）と「福祉サービスに関する情報提供の周知を充実させる」（56.0%）がともに半数以上から挙げられています。

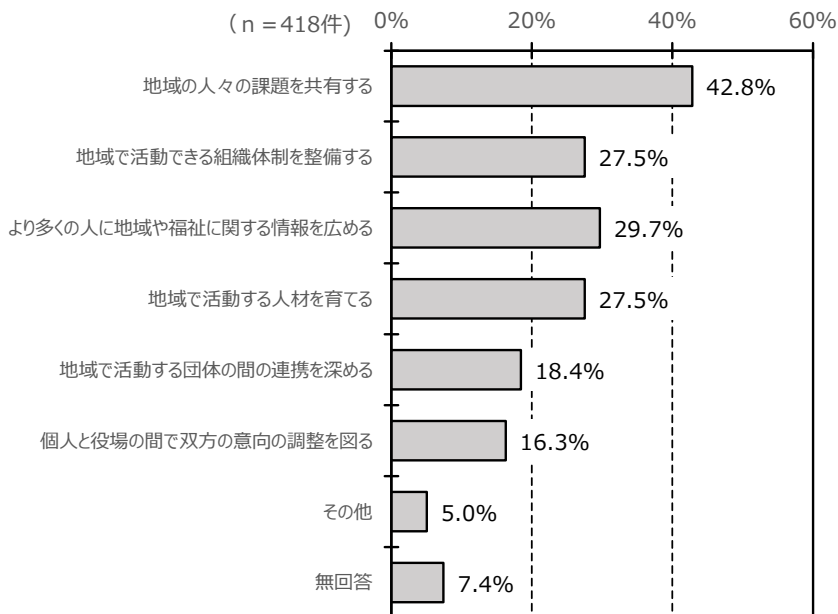
○自助・互助・公助において重要なこと

<自助>



自助において重要なこととしては、「地域のことに興味を持つ」が 52.6%でもっとも多く、ついで「できる範囲で地域に貢献する」が 43.8%となっています。

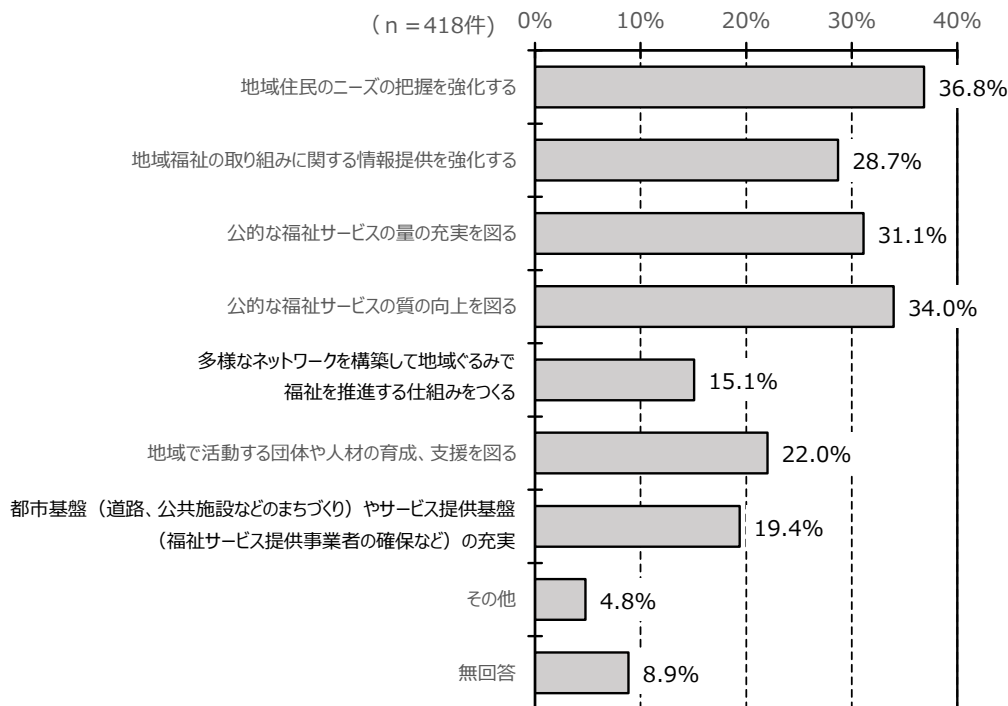
<互助>



互助において重要なこととしては、「地域の人々の課題を共有する」が 42.8%でもっとも多くなっています。

その他に「より多くの人に地域や福祉に関する情報を広める」(29.7%)、「地域で活動できる組織体制を整備する」(27.5%)、「地域で活動する人材を育てる」(27.5%)などが挙げられています。

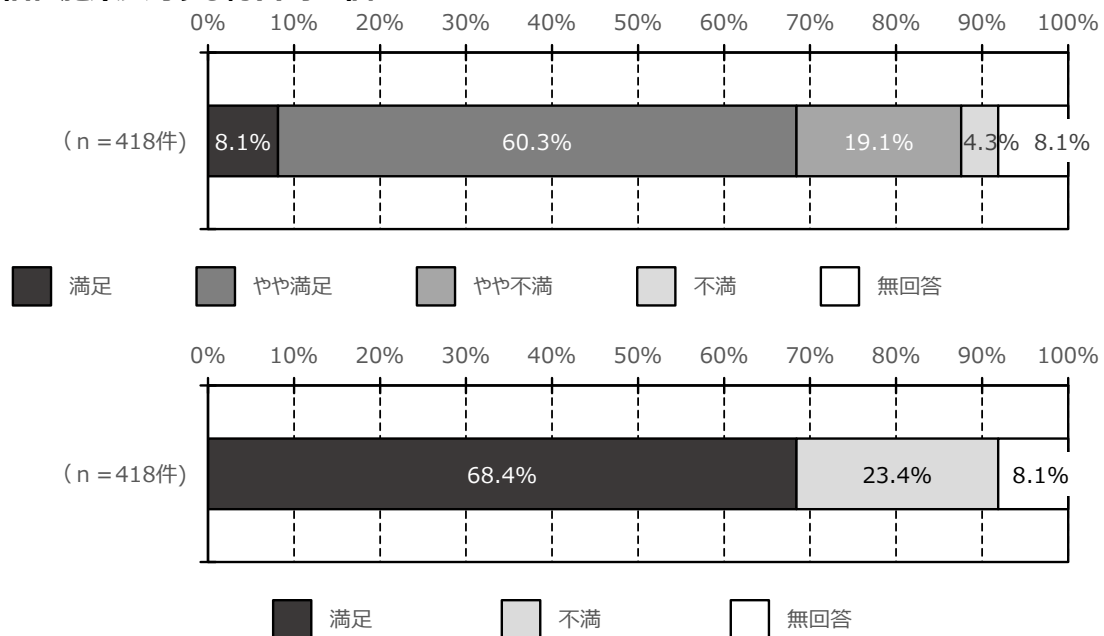
## <公助>



公助において重要なこととしては、「地域住民のニーズの把握を強化する」が 36.8%、「公的な福祉サービスの質の向上を図る」が 34.0%、「公的な福祉サービスの量の充実を図る」が 31.1%でいずれも 3 割以上が重要として挙げています。

## 4) 三種町の福祉施策の取組についての評価

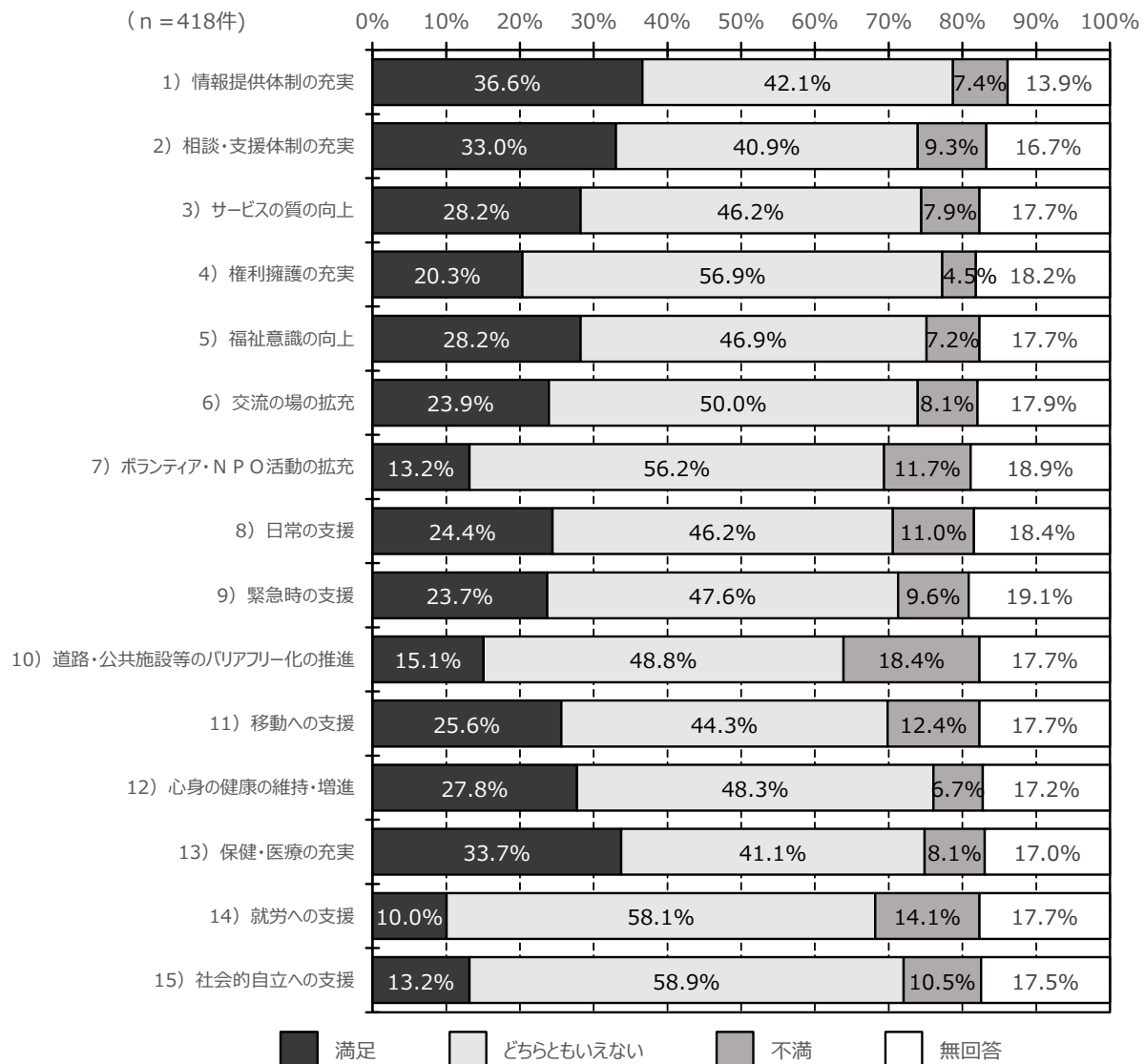
### ○本町の福祉施策に対する総合的評価



本町の福祉施策に対する総合的評価について確認すると、6割は「やや満足」と評価しています。  
 “満足”（「満足」、「やや満足」）という肯定的評価は68.4%、“不満”（「やや不満」、「不満」）という否定的評価は23.4%で、肯定的評価が否定的評価を大きく上回っています。

## ○主な福祉施策に対する満足度と重要度

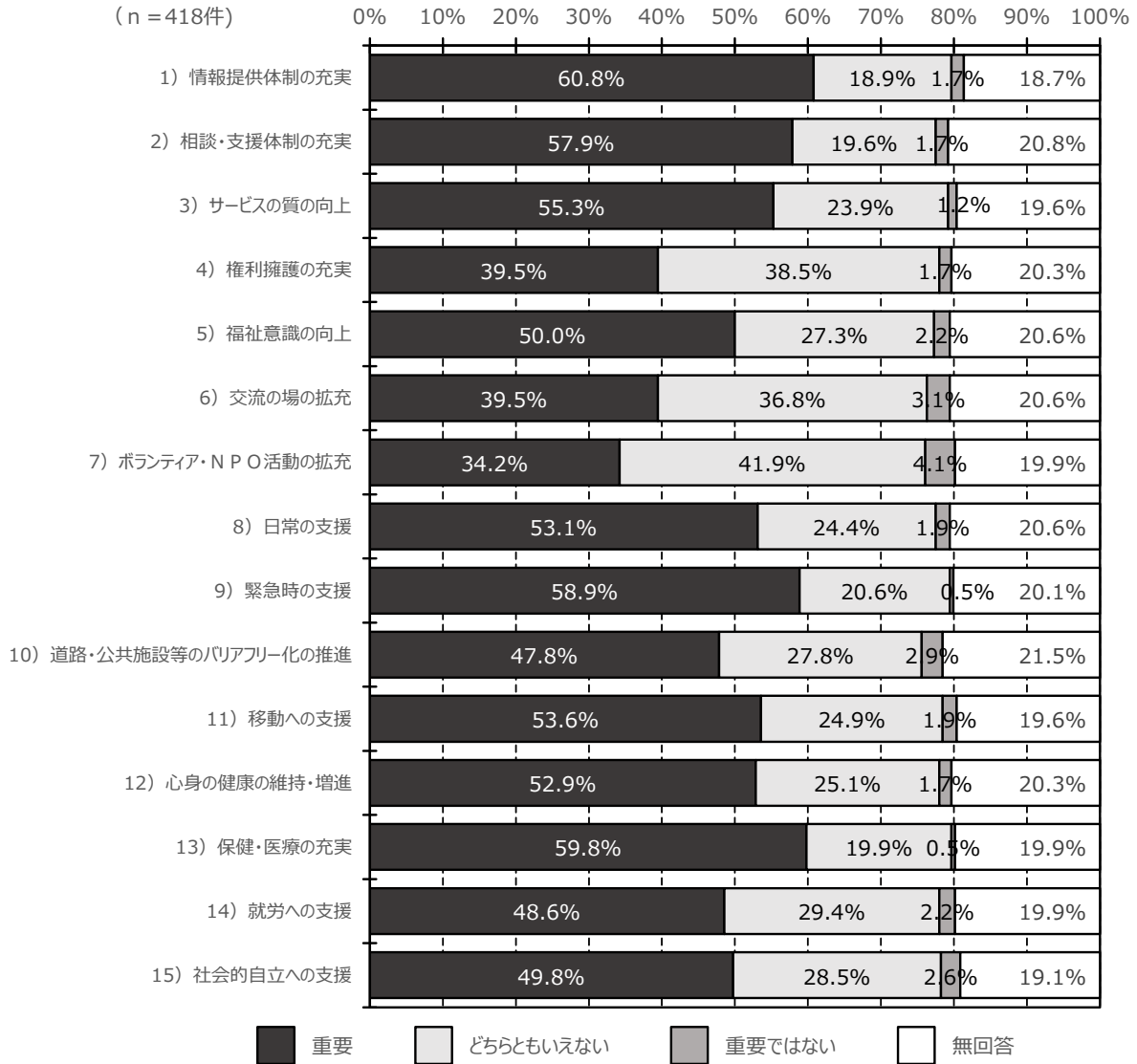
### <満足度>



“満足”（「満足」、「やや満足」）という回答が多いのは、「1）情報提供体制の充実」（36.6%）、「13）保健・医療の充実」（33.7%）、「2）相談・支援体制の充実」（33.0%）などで、いずれも3割以上が肯定的に評価しています。

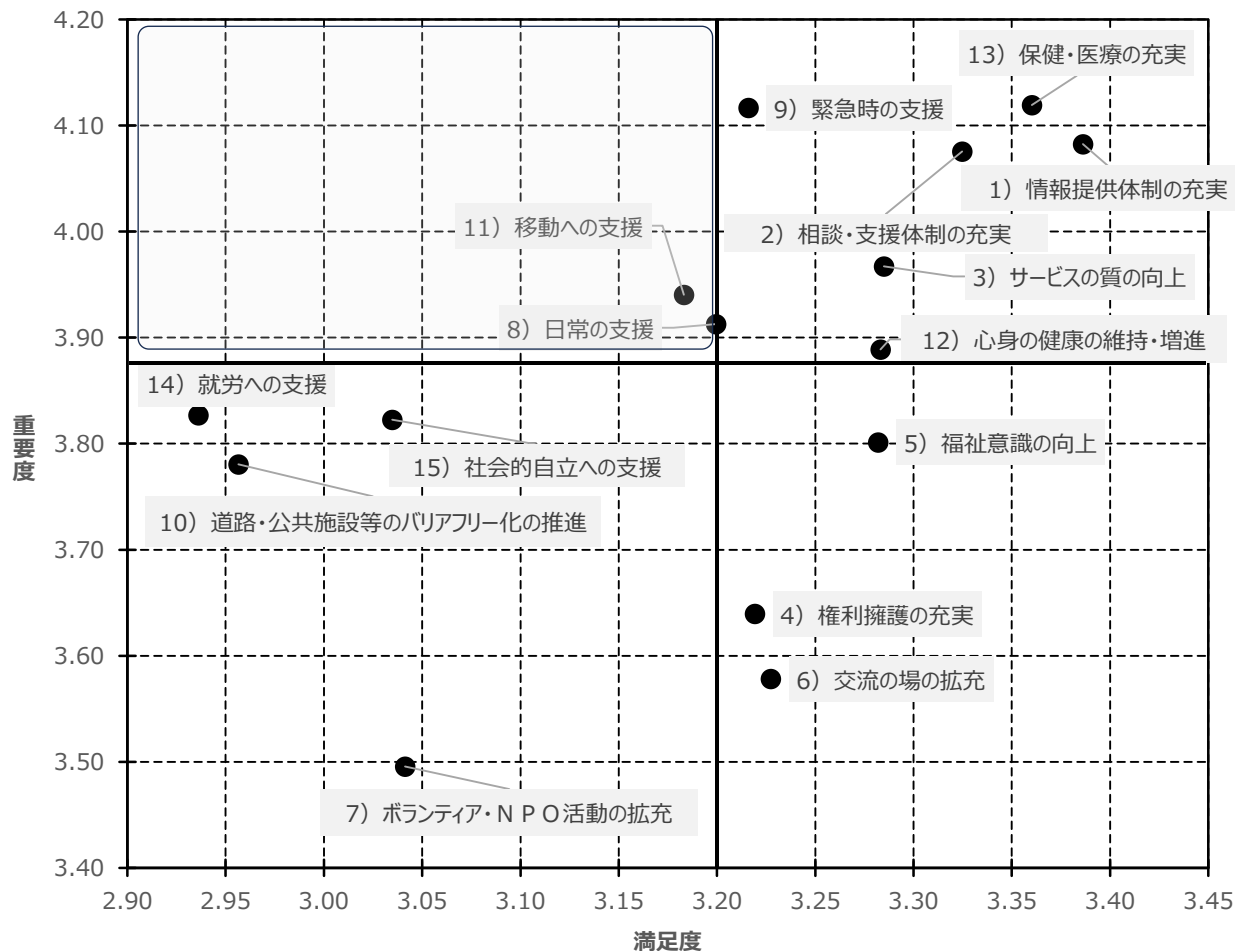
反対に“不満”（「やや不満」、「不満」）という回答がもっとも多かったのは「10）道路・公共施設等のバリアフリー化の推進」で、18.4%が否定的に評価しています。

## <重要度>



“重要”（「重要」、「やや重要」）という回答が多いのは、「1）情報提供体制の充実」（60.8%）で6割が重要としています。他にも多くの施策について重要という回答が4～5割を超えていますが、「7）ボランティア・NPO活動の拡充」（34.2%）、「4）権利擁護の充実」（39.5%）、「6）交流の場の拡充」（39.5%）については重要という回答は3割台にとどまっています。

## <満足度と重要度の関係>



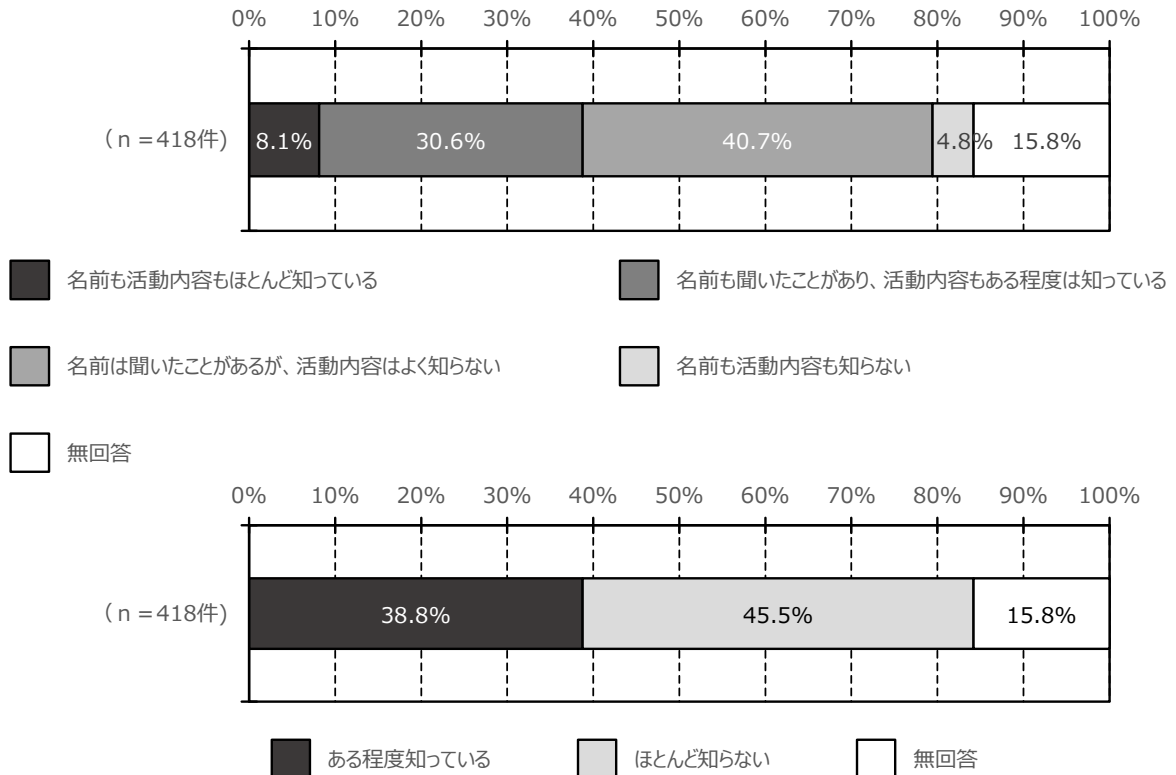
※横軸に満足度の平均得点、縦軸に重要度の平均得点を使用して、主な施策ごとの満足度と重要度の関係を整理しています。

重要度が全体の平均よりも高いにもかかわらず、満足度は全体の平均よりも低く評価された施策は、「11) 移動への支援」となっています。また「8) 日常の支援」も満足度はちょうど平均ですが、重要度は平均よりも高くなっています。

これらは、重要と思われているにもかかわらず、十分な満足が得られていない施策であり、優先的に取り組むべき課題領域であると考えられます。

## 5) 三種町社会福祉協議会について

### ○三種町社会福祉協議会の認知状況



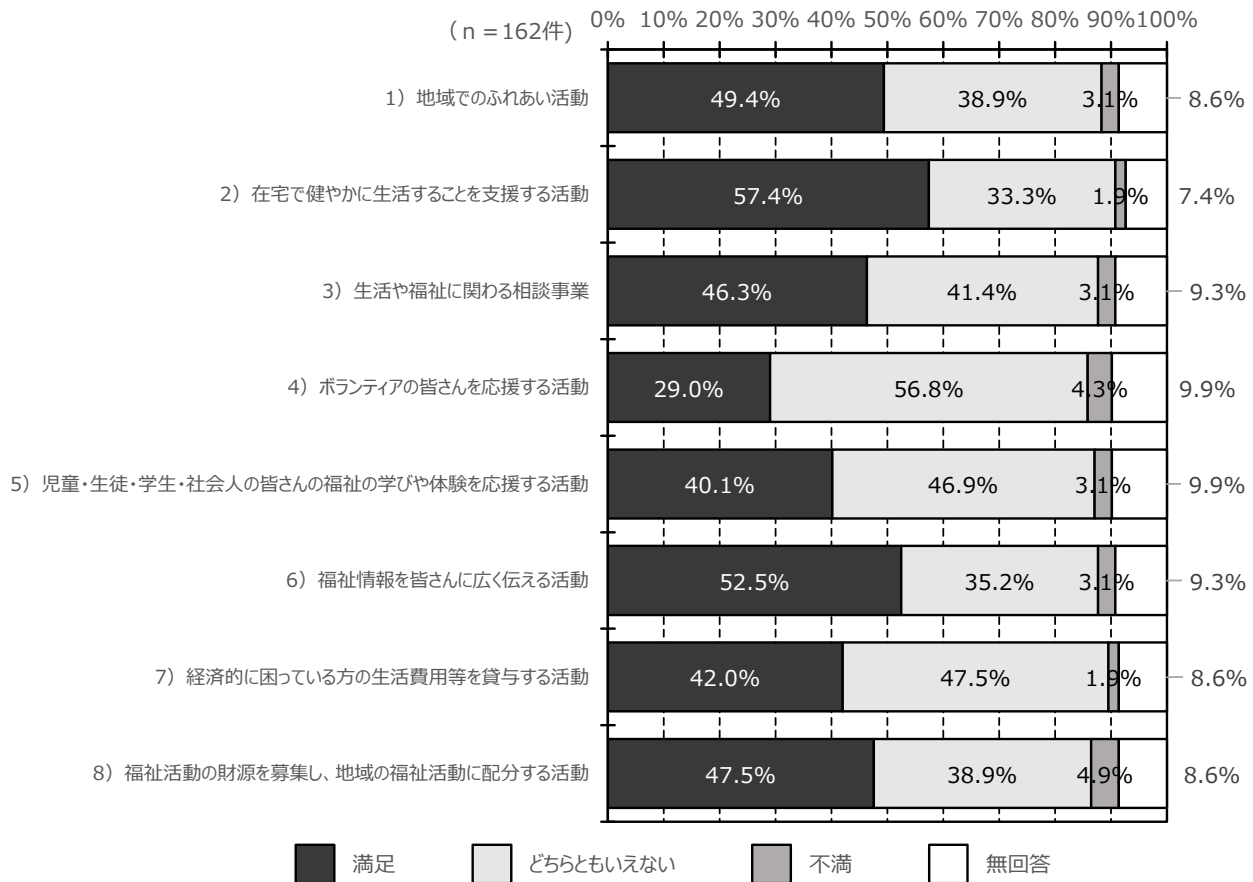
三種町社会福祉協議会の認知状況をみると、4割は「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」（40.7%）としています。

“ある程度知っている”（「名前も活動内容もほとんど知っている」、「名前も聞いたことがあり、活動内容もある程度は知っている」）と“ほとんど知らない”（「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」、「名前も活動内容も知らない」）に整理すると、“ほとんど知らない”は45.5%で、“ある程度知っている”の38.8%を上回っています。

社会福祉協議会は、住民や地域組織等の団体が地域福祉活動に主体的に取り組むために福祉サービス事業者や行政等とのコーディネート役としての機能も求められることから、日頃の活動を通じての周知を積極的に図る必要があります。

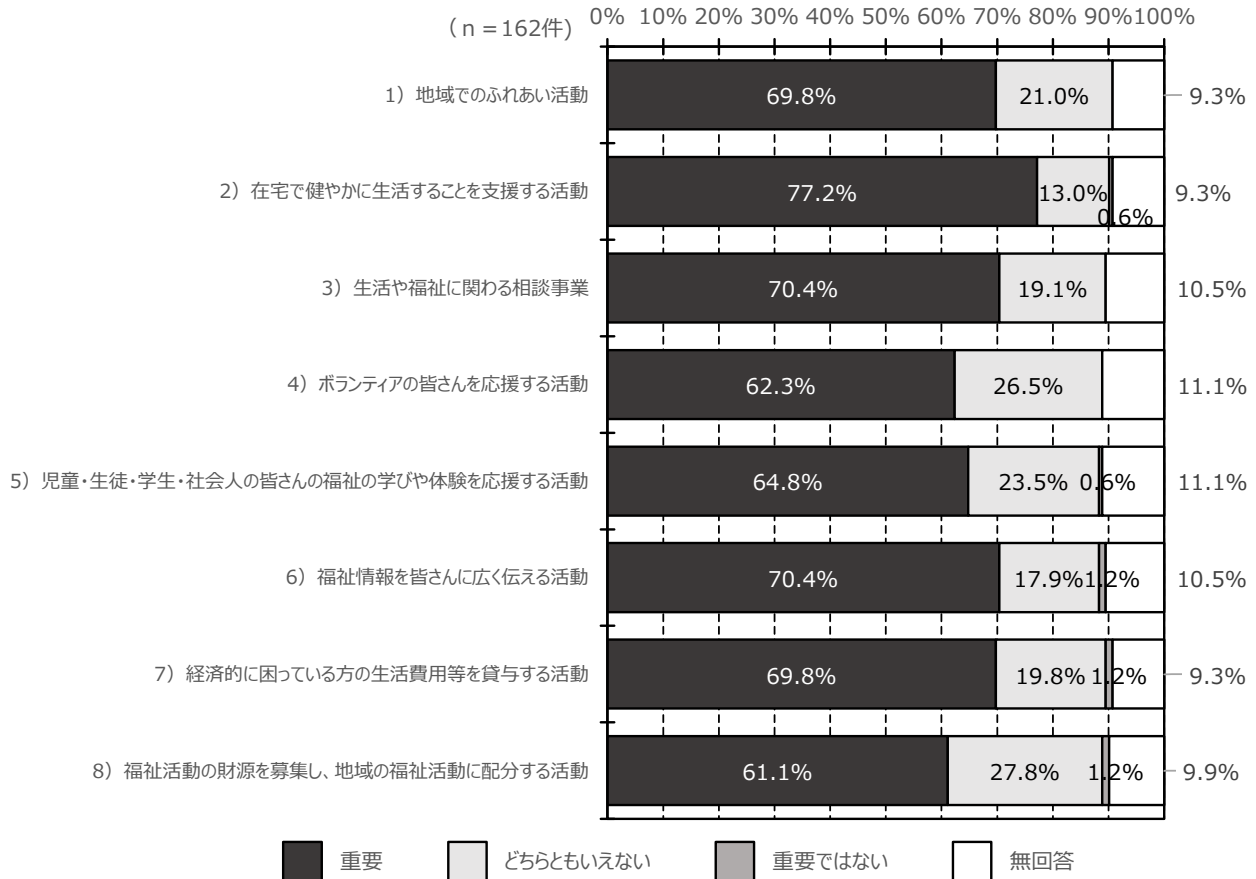
○社会福祉協議会の取組に対する満足度と重要度

<満足度>



“満足”（「満足」、「やや満足」）という回答が5割を超えるものは、「2）在宅で健やかに生活することを支援する活動」（57.4%）、「6）福祉情報を皆さんに広く伝える活動」（52.5%）となっています。一方“不満”（「やや不満」、「不満」）という回答が1割を超えるものではありませんでした。

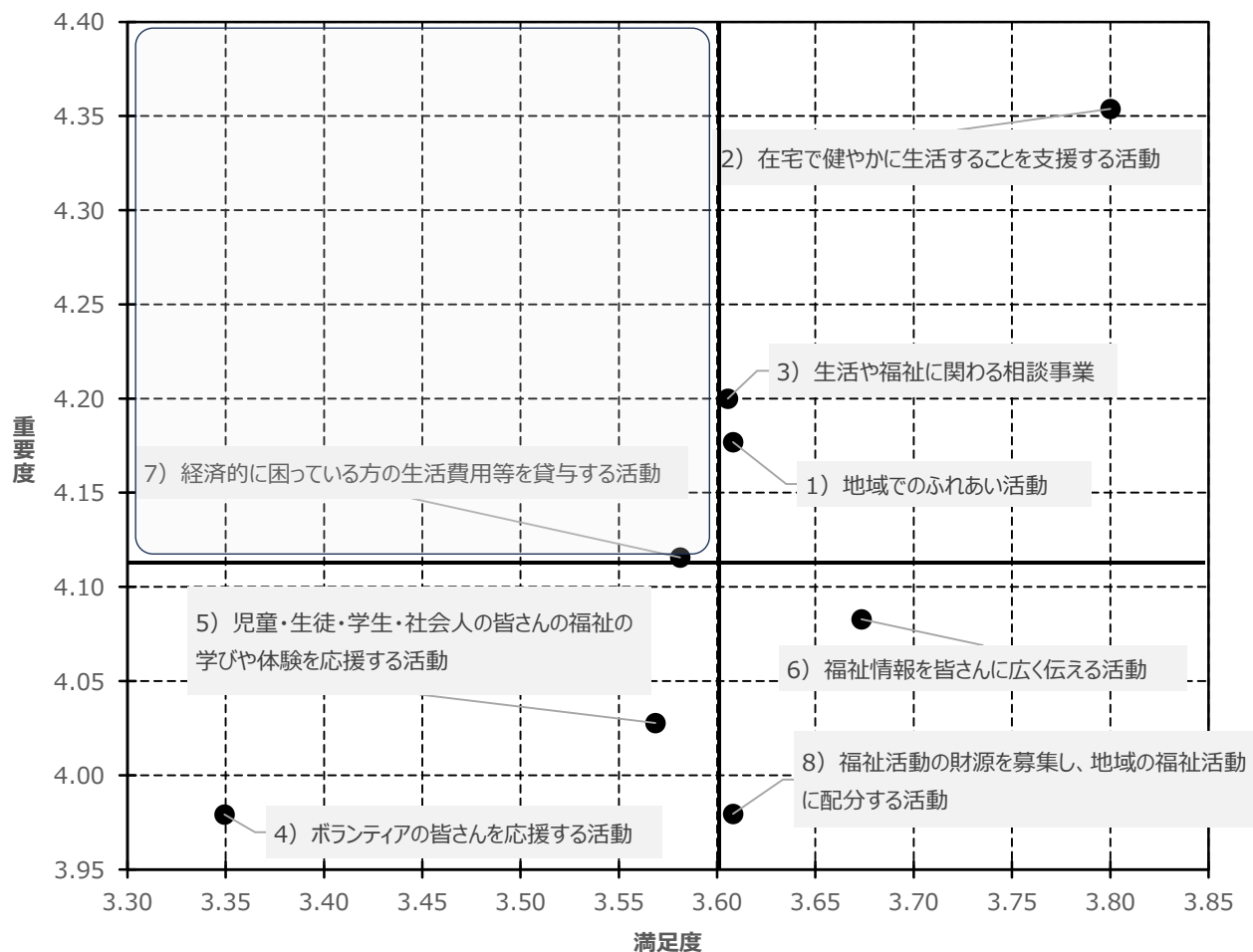
## <重要度>



“重要”（「重要」、「やや重要」）という回答がすべての活動において6割以上を占めています。

「2）在宅で健やかに生活することを支援する活動」（77.2%）、「3）生活や福祉に関わる相談事業」（70.4%）「6）福祉情報を皆さんに広く伝える活動」（70.4%）については7割以上が重要としています。

### <満足度と重要度の関係>

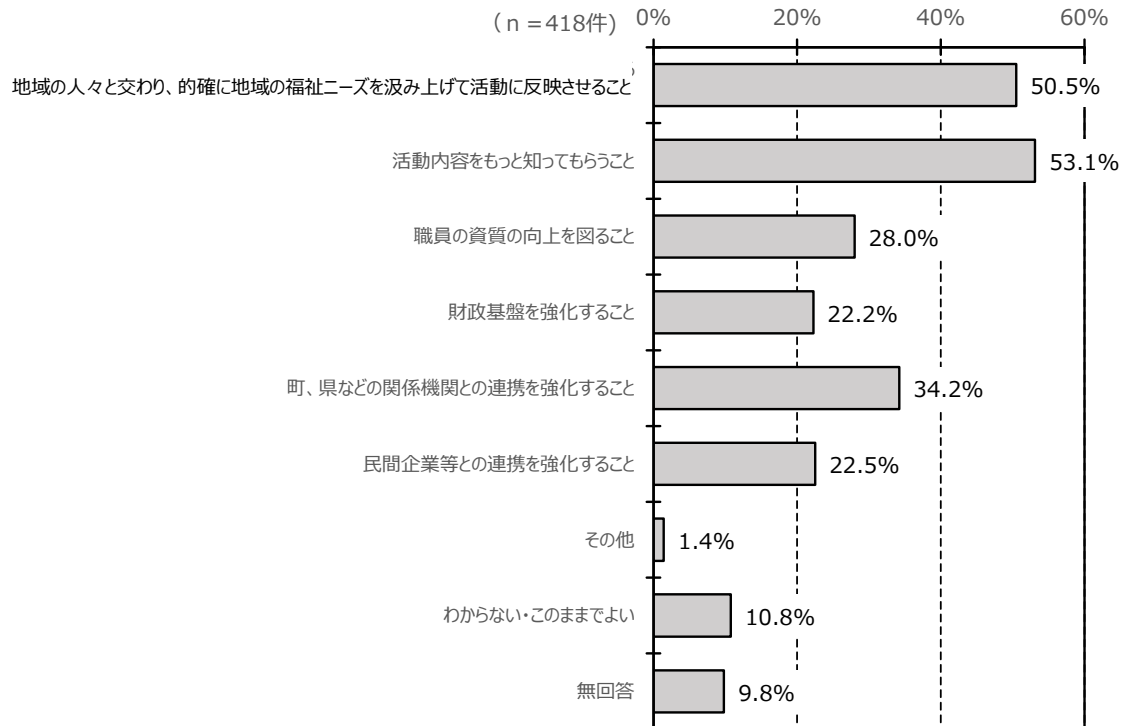


※横軸に満足度の平均得点、縦軸に重要度の平均得点を使用して、主な施策ごとの満足度と重要度の関係を整理しています。

重要度が全体の平均よりも高いにもかかわらず、満足度は全体の平均よりも低く評価された施策は、「7) 経済的に困っている方の生活費用等を貸与する活動」となっています。

重要と思われているにもかかわらず、十分な満足が得られていない活動であり、優先的に取り組むべき課題領域であると考えられます。

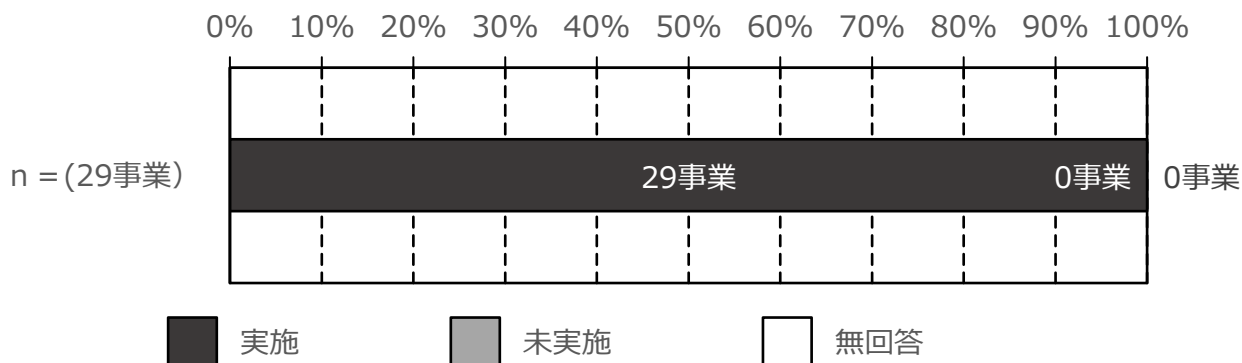
## ○社会福祉協議会の活動の充実を図るために重要なこと



社会福祉協議会の活動の充実を図るために重要なこととしては、「活動内容をもっと知ってもらふこと」（53.1%）と「地域の人々と交わり、的確に地域の福祉ニーズを汲み上げて活動に反映させること」（50.5%）への回答がともに5割を超えています。

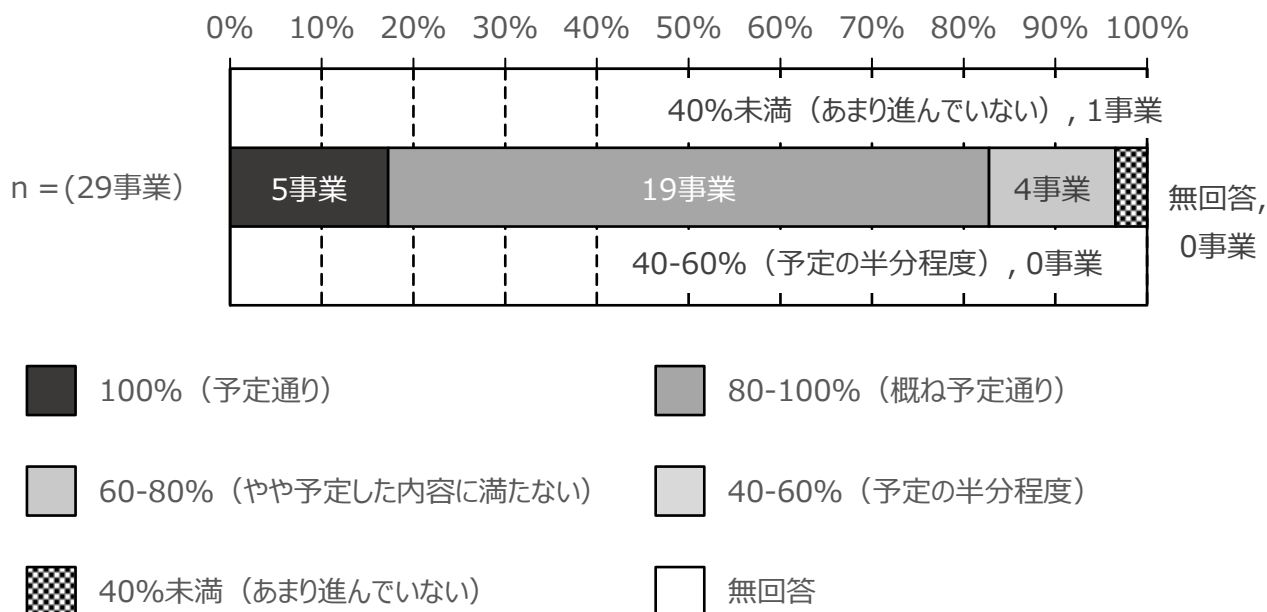
### 3. 第3期計画の進捗状況

#### (1) 施策・事業の実施状況



前回計画において記載のあった 29 の施策・事業について、各担当課によりこれまでの取組状況を検証したところ、すべての事業は実施されており、未実施の事業はありませんでした。

#### (2) 施策・事業の進捗評価



5 事業については、「100% (予定通り)」、19 の事業については「80-100% (概ね予定通り)」と評価されており、8 割以上の事業は予定通りに取り組むことができています。

「40%未満 (あまり進んでいない)」という評価の事業は 1 事業となっています

#### **[40%未満 (あまり進んでいない)]**

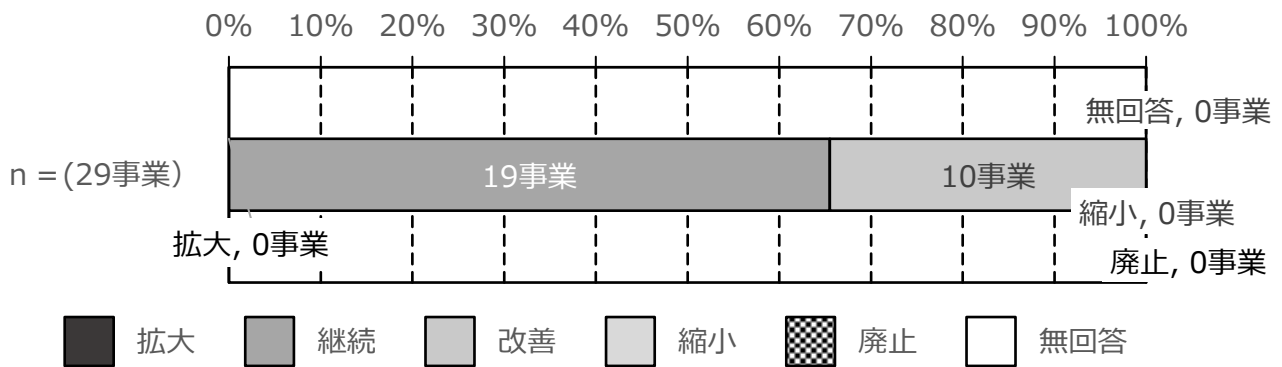
##### ○サービス事業者等の交流・研修等の支援

サービス事業者等の交流や研修を通じて、スタッフの能力向上や提供しているサービスの改善、新たなサービスの創出の支援を行います。

それぞれの事業者が業務多忙等のため日程調整が難しい状況があり、予定通りには進捗できなかったとしています。

今後については、福祉サービス事業者等が職種や支援分野など様々な垣根を越えて交流し、共に学び、共に高めあうことができるように支援を行っていくとしています。

### (3) 施策・事業の今後の取組方向



今後の施策・事業の取組方向として、廃止や縮小を検討しているものではありません。

多くの事業は「継続」（19 事業）となっており、10 事業については、事業の内容を「改善」していく方向で取り組んでいくとしています。

#### [改善]

- 総合的な相談支援体制の構築
- 福祉・保健・医療等の総合的な情報提供の推進
- 生活困窮からの自立支援
- ボランティア、NPO等の連携・活動支援
- 住民への福祉情報の提供
- 地域福祉のリーダーとなる人材の発掘・育成
- 避難行動要支援者名簿の整備
- 災害に備えた支え合い体制の整備
- 福祉避難所の確保等
- 住み慣れた地域で暮らし続けるための生活支援

内容を改善して取り組んでいくとされている事業は多様な関係者間の連携を必要とする事業が多く、連携が不十分な理由としては、事業や事業目的についての周知や情報提供が不十分といった理由が挙げられています。

そのため、情報提供や啓発の強化を検討している事業が多くなっています。

前回計画に記載されている事業はすべて実施されており、これまでの進捗もおおむね予定通りとなっています。

今後の方向性についても多くの事業は「継続」となっており、次期計画においても基本的には前回計画の内容を継承していくものとします。



## 第3章 計画の方向性



# 1. 基本理念と基本目標

## (1) 基本理念

前回計画においては、誰もが社会的な差別や偏見を受けず、疎外されることなく、困ったときは支え合い、助け合い、安心して暮らすことができる「地域共生社会の実現」を目指し、

### 思いやりと支え合いで“あんしん”を育む福祉でまちづくり

～孤立と排除のない地域づくりを目指して～

を基本理念として各種の施策を展開してきました。

国においては、社会福祉法の改正により、地域共生社会の実現に向けた「地域福祉の理念」に加えて、新たに「推進方策」として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すことが規定されました。

そして、国・自治体には、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策、その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるように努めなければならないことが規定されました。

さらに市町村に対しては、地域生活課題を解決するための「包括的な支援体制の整備」に努めることが求められています。

地域福祉にとって、住民や団体の力が重要な要素であることは引き続き重要なことであり、“支え合いや助け合い”のつながりはより一層重要性を増していると考えられます。

前回計画で掲げた基本理念はこうした国の示した方向性と合致するものであり、地域福祉における普遍的な目標と考えられることから、本計画においてもこれまでの基本理念を継承していくこととします。

### 思いやりと支え合いで“あんしん”を育む福祉でまちづくり ～孤立と排除のない地域づくりを目指して～

#### ※地域共生社会とは

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）とされています。

人々の暮らししていく上での課題の複雑化・複合化、少子高齢・人口減少社会の到来といった社会構造の変化などを背景として、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において、支え合いの基盤が弱まってきており、暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中で孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できず、適切な支援に結び付かないことなどにより、課題が深刻化している状況があるものと考えられ、暮らしにおける人と人とのつながりを再構築することで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが必要と考えられます。

そこで、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的課題、制度の狭間など）の存在や社会的孤立・社会的排除への対応、また、地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、『公的支援』と『地域づくり』の仕組み、双方の転換を目指す、地域共生社会の実現が求められています。

## (2) 地域福祉計画に求められること

### 地域共生社会の実現に向けて地域福祉計画に求められること

地域福祉計画には、これまでの地域福祉に関わる取組等を基にしながら、「地域共生社会」を実現するための計画として推進することが求められます。

地域共生社会の実現に向け、より具体的かつ包括的に地域福祉を推進していくことが重要となります。

このため、国においては、社会福祉法を改正し市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、下記の5つの事項が掲げられており、それを踏まえなければ、法上の市町村地域福祉計画としては認められないものであるとし、下記の5つの事項について具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込むことが必要としました。

#### I. 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

##### 【事項の例】

- ①福祉以外の様々な分野との連携に関する事項
- ②高齢、障がい、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ③制度の狭間の問題への対応のあり方
- ④生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制
- ⑤共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開
- ⑥居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援のあり方
- ⑦就労に困難を抱える方への横断的な支援のあり方
- ⑧自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援のあり方
- ⑨市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある方への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護のあり方
- ⑩高齢者や障がい者、子どもに対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援のあり方
- ⑪保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした方等への社会復帰支援のあり方
- ⑫地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ⑬地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理
- ⑭地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄付や共同募金等の取組の推進
- ⑮地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ⑯全庁的な体制整備

#### II. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

#### III. 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項

#### IV. 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項

#### V. 包括的な支援体制の整備に関する事項

### (3) 基本目標

---

これまでの基本理念を本計画においても継承して具体的な施策や事業を展開していきます。

前回計画の振り返りを行ったところ、掲載されていた多くの事業は実施されており、ほぼ予定通りの成果を上げてきていることから、今後も継続していく方向性が示されています。

そのため本計画においてもこれまでの施策や事業を継承して取り組んでいくこととしますが、国において地域福祉計画に含まれるべき事項が示されていることから、本計画からは国の示した事項に沿って施策や事業を整理し、施策・事業を展開していくこととします。

そこで、本計画における基本目標を以下のように設定します。

---

**基本目標 1 : 多様な福祉課題に対する連携した取組の推進**

**基本目標 2 : 地域における福祉サービスの適切な利用の推進**

**基本目標 3 : 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に向けた支援**

**基本目標 4 : 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進**

**基本目標 5 : 包括的な支援体制の整備**

---

## 2. 計画の基本的な方向

### (1) 計画推進のポイント

各福祉分野の制度などによる支援では解決が難しいような課題や潜在的な課題が生じるなど、近年は、これまでの福祉施策の想定を超えて福祉ニーズが多様化してきています。

こうした状況に柔軟に対応し、本計画に実効性を求めながら、より効果的に推進していくためには、「行政による措置的な取組」だけでなく、住民や地域、団体等の自発的な取組に行政が支援を行い、協働で取り組むことが重要となります。

また、この協働の福祉の推進のためには、福祉サービスの利用者（受け手）である住民も地域福祉の担い手であることを、より多くの住民から理解していただけるよう啓発を行うとともに、住民一人ひとりが地域で役割を持ち、支え合いの活動が広がるよう取り組む必要があります。

地域に住む住民一人ひとりが主体的に行う「自助」、地域の人々が協力して実践していく「互助」や制度的な支え合いの仕組みである「共助」、行政が責任を持って推進する「公助」、この自助・互助・共助・公助の取組が、個々の課題に対して適切に組み合わせられることにより、多様な地域の福祉課題に対してのきめ細かで迅速な対応が期待されます。

このような取組を基本とし、本計画を推進するにあたり、大きく次の2つがポイントとしてあげられます。

ポイント1	住民、ボランティア団体・NPO、福祉事業者、社会福祉協議会、行政が協働で取り組む福祉の推進・強化
ポイント2	立場に応じた役割を考え一人ひとりが「我が事」として主体的に活躍する

### (2) 計画推進の視点

地域福祉の推進には、行政の取組だけでなく地域に住む住民一人ひとりの取組や支え合いが重要であり、そのための意識啓発や環境整備が求められます。

平成29年12月に厚生労働省から「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の局長通知がありました。この通知では、改めて、地域福祉計画について、地域福祉とは地域住民の主体的な参加を大前提としたものであり、地域福祉計画の最大の特徴は「地域住民の参加がなければ策定できない」ことなど、住民参加の必要性が示されています。

また、「共に生きる社会づくり」という視点が重要であること、地域住民が地域福祉の担い手であること、地域住民の自主的な活動と関係諸団体及び公共的なサービスとの間の連携を図っていくことが重要であることなど、生活課題の達成への住民等の積極的参加が示されています。

本計画の推進にあたっては、こうした国の通知内容や町や社協の福祉施策・事業のこれまでの取組状況などを踏まえ、より効果的な推進が図られるよう、次の4つの視点に留意して取組を進めます。

#### ○視点1 住民一人ひとりが自分の住む地域の問題に気づき、「我が事」として行動すること

住民一人ひとりが地域に目を向け、地域の問題を他人ごとではなく「我が事」として捉え、自分にできることが行われるような取組とそれに向けた環境整備が求められます。

#### ○視点2 地域の問題の解決に向けて行動できる人を増やすこと、育てること

地域の問題を「我が事」として捉え行動する住民を増やしていくためには、正確な知識や理解のための情報提供・啓発活動のほか、必要な知識や技術を身につけるための各種の福祉教育の推進が必要です。また、若い世代も含め地域福祉を支える人材の育成や確保を図ることも求められます。

#### ○視点3 地域福祉の個々の取組をつなげ、地域全体で展開すること

地域福祉に係る個々の活動をつなげ、地域全体で支え合うためのネットワーク構築が重要です。自助、互助が相互に連携、補完しながら地域福祉が推進される仕組みを整えることが求められます。

#### ○視点4 地域で支え合いながら、健やかにいきいきと暮らせるまちづくりを推進すること

こうした地域全体のつながりを支えることや、個人や地域では対応できない課題に対する支援、きめ細かな福祉サービスの提供が地域福祉推進に求められます。

# 3. 施策体系

## <基本理念>

思いやりと支え合いで“あんしん”を育む福祉でまちづくり  
 ～孤立と排除のない地域づくりを目指して～

## <基本目標>

### 基本目標1：多様な福祉課題に対する連携した取組の推進

1. 福祉教育の推進	○学校教育における福祉教育の推進 ○地域における福祉教育の推進	
2. 健康づくりへの支援	○心身の健康づくり、健康寿命の延伸	
3. 生活環境の向上	○公共施設等のバリアフリー化の推進 ○暮らしやすい住まいの整備支援 ○移動の利便性の向上 ○住み慣れた地域で暮らし続けるための生活支援	
4. 防犯・防災対策	○地域防犯体制の強化 ○避難行動要支援者名簿の整備 ○災害に備えた支え合い体制の整備 ○福祉避難所の確保等	
5. 困難な状況にある人への支援	○虐待・DVから守るための支援 ○自殺防止対策の推進 ○生活困窮からの自立支援	
6. 制度の狭間の課題への対応	○制度の狭間の問題への対応	

### 基本目標2：地域における福祉サービスの適切な利用の推進

	○地域生活課題の把握等 ○総合的な相談支援体制の構築 ○対象者の特性に配慮した情報は供や利用手続の改善 ○権利擁護に関する制度周知と利用促進 ○コミュニティソーシャルワークの強化	
--	---	--

### 基本目標3：地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に向けた支援

	○サービス事業者等の交流・研修等の支援	
--	---------------------	--

### 基本目標4：地域福祉に関する活動への住民の参加の促進

	○住民への福祉情報の提供 ○地域福祉のリーダーとなる人材の発掘・育成 ○民生児童委員の活動支援 ○ボランティア、NPO等の連携・活動支援	
--	---	--

### 基本目標5：包括的な支援体制の整備

	○福祉・保健・医療等の総合的な情報提供の推進 ○福祉・保健・医療等の連携によるケアシステムの推進 ○見守りネットワーク活動の推進 ○小地域支え合い活動の推進	
--	---	--



## 第4章 施策の展開



# 基本目標 1 : 多様な福祉課題に対する連携した取組の推進

## 1. 福祉教育の推進

### ▶三種町と三種町社会福祉協議会の取組

#### ○地域における福祉教育の推進

担当課等	福祉課／社会福祉協議会
------	-------------

##### [事業内容]

地域の福祉課題を学び、地域福祉活動への関心・意欲を高めるための講座や研修会等を実施し、差別や偏見のない地域づくり、心のバリアフリーを推進する地域福祉活動の担い手育成や活性化に取り組んでいます。

##### [今後の方向性] 継続

新型コロナウイルスの5類移行後、地域の福祉教育ニーズが高まっています。感染予防に努めながら、地域福祉の主体を形成する福祉教育活動を推進していきます。住民一人ひとりが地域の一員であることを自覚し、支え合いの地域活動に参画するため、地域福祉について学ぶ機会を提供します。

#### ○学校教育における福祉教育の推進

担当課等	教育委員会／社会福祉協議会
------	---------------

##### [事業内容]

福祉教育を通じて、相手を思いやり、支え合うことの大切さ、そして命の大切さを知るとともに、身近な地域への愛着や、地域福祉に関する理解を深めます。社会福祉協議会、学校、福祉事業関係者が連携して、体験活動も取り入れ福祉教育の充実に取り組みます。

##### [今後の方向性] 継続

以前は高齢者・障がい者疑似体験が主流でしたが、近年は当事者や地域住民との交流や防災教育、SDGs など多岐にわたり充実しています。福祉に関する知識の習得や多様な存在を知るため、参加や交流も取り入れた福祉教育の充実に取り組みます。

## 2. 健康づくりへの支援

### ▶三種町の取組

#### ○心身の健康づくり、健康寿命の延伸

担当課等	福祉課／健康推進課
------	-----------

##### [事業内容]

食育、運動、口腔機能の維持、過度の飲酒・喫煙の改善等、健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、健康管理に対する住民の主体的な実践を促します。

クアオルトによる心身の健康づくりを推進するため、関係団体とも連携して実践者の拡大と普及に取り組めます。

高齢者自身が社会参加・社会貢献を通じて地域を支える担い手になっていただくとともに、自身の介護予防、健康寿命の延伸につなげていただくため、サロン活動の強化・拡大に取り組めます。

##### [今後の方向性] 継続

健康で過ごせる期間をなるべく長く保てるよう、個人の取組だけでなく地域での活動により、年齢を問わず健康づくりに取り組む必要があります。各種健診の受診率の向上を図るとともに健診結果に基づく保健指導により生活習慣病の発症及び重症化予防を図ります。地域で開催されるサロン等の集まりにおいて、参加者の固定化や男性の参加が少ない傾向にあるため、健康づくり講座の開催や地域住民主体の取組を通じて、健康づくりと交流の機会を作るとともに、その取組を支援します。

## 3. 生活環境の向上

### ▶三種町の取組

#### ○公共施設等のバリアフリー化の推進

担当課等	全庁
------	----

##### 【事業内容】

公共施設の新設・改修等を行う際に、段差解消や手すり、オストメイト対応の多目的トイレ等の設備を設置していくよう、全庁連携して取り組みます。また、民間事業者に対しても、高齢者や障がい者等に配慮した施設整備が促進されるよう普及啓発活動に努めます。

##### 【今後の方向性】 継続

公共施設だけでなく、地域の資源である地区公民館や集会施設など、身近な施設のバリアフリー化も必要であるため、障がいを持った人や、身体機能が低下した人でも、住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、施設のバリアフリー化を推進します。

#### ○暮らしやすい住まいの整備支援

担当課等	福祉課／建設課
------	---------

##### 【事業内容】

介護保険サービスの住宅改修費の給付や住宅リフォーム助成事業等により、高齢者や障がい者の居宅におけるバリアフリー化を推進します。

##### 【今後の方向性】 継続

費用の面から、住宅改修を実施できない場合もあるため、助成制度等の活用により、高齢者や障がい者の居宅におけるバリアフリー化を推進します。

#### ○移動の利便性の向上

担当課等	福祉課／企画政策課
------	-----------

##### 【事業内容】

「ふれあいバス・巡回バス」と秋北バスやJRとの接続により、日常生活に必要な移動手段の確保を図ります。歩行困難な高齢者、心身に障がいを持つ方の通院支援等を目的としたリフト付車両による「外出支援サービス」を継続し、在宅福祉の増進を図ります。

##### 【今後の方向性】 継続

気軽に送迎を頼める人が身近にいなかったり、民間のバス路線が廃止になるなど、外出に不便を感じている高齢者等は増加しています。移動が困難な高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう、使いやすく安全な移動手段の確保に努めます。

#### ○住み慣れた地域で暮らし続けるための生活支援

担当課等	福祉課／企画政策課
------	-----------

##### 【事業内容】

自力での除排雪が困難な高齢者世帯、障がい者世帯等を対象とした「除排雪支援事業」を継続するとともに、日常生活に関連した課題解決を目的として、住民同士が協力し自主的に取り組む活動を支援します。

##### 【今後の方向性】 改善

誰もが安心して住み続けられる地域づくりのため、「除排雪支援事業」を継続するとともに、住民の方々が主体となって実施する「住民共助による地域づくり活動」への取組を推進します。

## 4. 防犯・防災対策

### ▶三種町の取組

#### ○地域防犯体制の強化

担当課等	町民生活課
------	-------

##### [事業内容]

高齢者を狙った悪質商法・消費者トラブルや子どもを巻き込む凶悪犯罪等を防ぐため、啓発・相談事業に努めるとともに、地域や関係機関と協力し、住民が自主的に行う防犯活動を支援します。

##### [今後の方向性] 継続

特殊詐欺の増加など、消費者被害の防止に関する取組が求められており、特殊詐欺被害等に遭わないよう、啓発・相談事業に努めるとともに、地域や関係機関と協力し、住民が自主的に行う防犯活動を支援します。

#### ○避難行動要支援者名簿の整備

担当課等	福祉課
------	-----

##### [事業内容]

災害時の円滑かつ迅速な避難支援のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の重要性を住民に啓発し、本人の同意と地域の理解を得ながら整備に努めます。

##### [今後の方向性] 改善

令和5年度から避難行動要支援者名簿等の全面的な見直しに取り組んでいますが、書類未提出の方が多い状況となっているため、民生児童委員や社会福祉協議会と連携・協力しながら、引き続き避難行動要支援者名簿や個別避難計画の整備に努めます。

#### ○災害に備えた支え合い体制の整備

担当課等	福祉課
------	-----

##### [事業内容]

災害は、地域のあらゆる人にとっての課題であることから、平常時から、より多くの住民の地域活動への参加を促しながら日常のつながりを強化し、災害にも強い地域づくりを目指します。

##### [今後の方向性] 改善

日常と災害を切り離さずとらえる視点を持ち、地域での福祉活動を促すため、住民の地域活動への参加促進により、住民共助の町づくりを推進します。

#### ○福祉避難所の確保等

担当課等	福祉課
------	-----

##### [事業内容]

災害時において、福祉避難所の速やかな開設及び運営を行うことができるよう、設置協定を締結した社会福祉施設等との間で情報交換や事前協議を図ります。

##### [今後の方向性] 改善

福祉避難所での支援の内容・方法、費用負担等について明確にする必要があるため、福祉避難所の施設管理者等と物資や器材の備蓄等について、定期的に協議する場を設けます。

## 5. 困難な状況にある人への支援

### ▶三種町の取組

#### ○虐待・DVから守るための支援

担当課等	福祉課／健康推進課
------	-----------

##### [事業内容]

子ども、障がい者、高齢者等への虐待や差別、DV等の防止のため、様々な機会において、住民に対し相談先や通報先の周知を図ります。また虐待の早期発見、早期対応を図るため、三種町要保護児童対策地域協議会等の関係機関のネットワークや、民生児童委員をはじめとする地域内の見守り活動との連携強化を図ります。

##### [今後の方向性] 継続

今後も様々な媒体を活用して虐待・DV防止に関する広報・啓発活動を進めます。  
虐待・DVの多くは外部からの発見が困難な家庭内で行われるため、潜在化しやすく被害も深刻化するおそれがあり、被害者を早期に発見し、必要な情報提供等がなされることが、被害の深刻化を防ぐ上でも重要となります。  
配偶者に対する暴力と関連の深い児童虐待について、早期発見のネットワークづくりとともに、未然に防ぐための取組を進めます。

#### ○自殺防止対策の推進

担当課等	福祉課／健康推進課
------	-----------

##### [事業内容]

自殺の社会的要因である失業、倒産、多重債務等、生活上の悩みや、病苦等、健康的要因に関する悩みの相談会を開催するなど、多様な相談窓口を通じて心のケアを図ります。また、交流サロンの活動支援、ひきこもりが懸念される高齢者等への訪問等、悩みの軽減や孤独・孤立を未然に防ぐ地域を目指すとともに、広報やイベントの開催等を通じて、命の大切さや自殺予防に関する普及啓発を行います。

##### [今後の方向性] 継続

自殺は多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであり、精神保健的観点のみならず、その実態に即した取組が必要となります。そのため行政、医療機関、事業主、学校、民間団体等の密接な連携が必要です。  
問題を抱えている人と関わる様々な接点において、様々な関係者がそれぞれの立場から、相手のことを気遣い、支え合い、必要に応じて他の専門機関等と連携をとりながら、地域全体で「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けて取り組んでいきます。

### ▶三種町と三種町社会福祉協議会の取組

#### ○生活困窮からの自立支援

担当課等	福祉課／社会福祉協議会
------	-------------

##### [事業内容]

生活困窮世帯の早期把握と自立に向けた伴走型支援に努めます。また、自立相談支援機関（県）へ適切につなげるよう取り組みます。また、子どもたちの居場所づくりや貧困の連鎖を断ち切るための取組みを関係機関と連携して推進していきます。

##### [今後の方向性] 改善

経済的に自立した後であっても、余裕がないために日常生活不安定に陥りやすい世帯もあるため、継続した見守りを行う必要があり、生活困窮者の尊厳を守り、その意思を尊重しながら、地域社会の中で生活を立て直し、少しずつ自立していけるよう横断的な支援を実施していきます。

## 6. 制度の狭間の課題への対応

### ▶三種町と三種町社会福祉協議会の取組

#### ○制度の狭間の問題への対応

担当課等	福祉課／社会福祉協議会
------	-------------

##### [事業内容]

引きこもりや孤立している人など、個々の状態に応じた包括的な相談支援を行い、見守り活動から漏れることのないようにするとともに、地域生活課題に対応した施策の開発を検討していきます。

再犯防止の取組みとして、社会を明るくする運動による広報活動への支援や包括的な相談支援体制の中で出所者の生活課題への対応に努めます。

##### [今後の方向性] 継続

介入困難事例であっても、継続的な状況把握に努めていますが、支援者の個人経験の普遍化が課題となっているため、支援困難事例へのアプローチ方法の共有化を図り、地域の支援者のスキルアップを図る必要があります。

複合的な課題や制度の狭間の問題を抱える世帯など社会的に孤立しがちな人たちに必要な支援を届けるため、地域住民と専門職、そして多様な主体が連携・協働して取り組むための土壌と仕組みづくりを進めます。

## 基本目標 2 : 地域における福祉サービスの適切な利用の推進

### ▶三種町と三種町社会福祉協議会の取組

#### ○地域生活課題の把握等

担当課等	福祉課／社会福祉協議会
------	-------------

##### [事業内容]

地域ケア会議など専門職や地域関係者が参加する会議、民生児童委員との情報交換等を通じて地域生活課題の把握に努め、必要となるサービスの創出や既存サービスの改善に取り組みます。

##### [今後の方向性] 継続

公的サービスに馴染まない日常生活上の困り事を地域での活動や会議の場を利用して吸い上げる仕組みが今後も必要であり、地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握に努め、必要な支援を行います。

#### ○総合的な相談支援体制の構築

担当課等	福祉課／社会福祉協議会
------	-------------

##### [事業内容]

複合的な生活課題を抱える人からの相談を包括的に受け止め、適切なサービス提供につなげられるよう、福祉課や地域包括支援センター、社会福祉協議会の総合相談支援窓口（ふれあいあんしんセンター）において、相談機能の強化を図るとともに各種相談窓口が連携して対応する総合的な相談支援体制を構築します。

##### [今後の方向性] 改善

身近な相談窓口が広く周知されていないことから情報周知の強化を図るとともに、相談件数自体は増加傾向で推移しているため、相談ごとの解決を図るため関係部署間でつないでいく体制づくりを推進します。

また認知機能の低下に伴う生活不安の相談が多く、関係機関の連携による支援体制構築を図っていきます。

## ▶三種町の取組

### ○対象者の特性に配慮した情報提供や利用手続の改善

担当課等	福祉課
------	-----

#### 【事業内容】

福祉サービスの利用に関し、高齢者や障がい者等が情報弱者にならないよう、広報みたねやチラシ等の他、様々な手段による情報発信を実施します。

民生児童委員や障害者相談員等を通じて、必要な人に直接情報が提供されるよう取り組むとともに、福祉サービスの申請手続の簡素化や決定までの迅速化、申請場所等に配慮します。

#### 【今後の方向性】 継続

広報やチラシなどの既存の手段では福祉サービス等の情報が十分周知されていない可能性があるため、高齢者や障がい者、生活困窮者等が福祉サービスに関する情報を適切に得られるよう、様々な手段による情報発信を実施します。

## ▶三種町社会福祉協議会の取組

### ○権利擁護に関する制度周知と利用促進

担当課等	社会福祉協議会
------	---------

#### 【事業内容】

成年後見制度について周知を図るとともに、家庭裁判所や弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職団体の協力も得ながら、制度を必要とする人に対する相談・利用支援の体制を充実させます。

日常生活自立支援事業の普及に努めるとともに、相談支援活動や事務管理体制の強化を通じて、利用者等の安心感を高める取組みを推進します。

#### 【今後の方向性】 継続

日常生活自立支援事業は町内の施設等の9割以上に利用者の在籍歴があり、制度の認知度は高いと思われます。一方、制度の一部である金銭管理のみが優先され、本人の意思確認の重要性が浸透していないと思われるため、権利擁護支援を担う福祉・行政・法律専門職・家庭裁判所等の関係者が連携・協力し、制度利用者の状況に応じた適切な支援につなげられるように、地域連携を進めるネットワークの強化を図ります。

### ○コミュニティソーシャルワークの強化

担当課等	社会福祉協議会
------	---------

#### 【事業内容】

社会福祉協議会において、福祉圏域（中学校区）ごとに個別支援、地域支援のためのコミュニティソーシャルワーカーを配置し、より適切なサービスを提供できるよう、支援を必要とする人の自宅等に出向き（アウトリーチ）、相談やサービスに関する情報提供を行うなど、支援の取組みを強化します。

#### 【今後の方向性】 継続

身寄りのない方に関する相談が増えています。

少子高齢化、過疎化、家族形態の変化などから今後も相談は複雑多様化していくと思われませんが、これまで通り自宅への訪問などのアウトリーチを通じて継続的に寄り添い、必要な支援へ結びつけます。

## 基本目標 3

# 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に向けた支援

### ▶三種町の取組

#### ○サービス事業者等の交流・研修等の支援

担当課等

福祉課

##### [事業内容]

サービス事業者等の交流や研修を通じて、スタッフの能力向上や提供しているサービスの改善、新たなサービスの創出の支援を行います。

##### [今後の方向性] 継続

それぞれの事業者が業務多忙等により、事業者間の日程調整が難しい部分もありますが、福祉サービス事業者等が職種や支援分野など様々な垣根を越えて交流し、共に学び、共に高めあうことを支援します。

## 基本目標 4

# 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進

### ▶三種町と三種町社会福祉協議会の取組

#### ○住民への福祉情報の提供

担当課等

福祉課/社会福祉協議会

##### [事業内容]

住民参加による福祉のまちづくりを推進するため、本計画の内容や地域福祉活動に資する資料を町及び社会福祉協議会ホームページ等を活用して積極的に公表するよう努めます。また地域生活課題を住民間で共有し、住民の主体的な取組みを推進すること等を目的に、様々な会議体や研修等の機会を利用して情報提供に努めます。

##### [今後の方向性] 改善

住民へ適切かつ理解しやすい形で情報を届けられるよう、情報発信・情報提供の充実を図ります。またインターネットを活用してタイムリーな福祉情報の発信に努めるとともに、申込みなど必要な手続きを一貫して行える仕組の構築を目指します。一方通行の情報提供ではなく、双方向的に意思疎通・情報共有できる仕組の運用を検討します。

#### ○地域福祉のリーダーとなる人材の発掘・育成

担当課等

福祉課/社会福祉協議会

##### [事業内容]

地域福祉を円滑に進めていくため、地域福祉活動をけん引できるリーダーとなる人材の発掘・育成を推進します。また、地域の福祉課題の理解や活動のノウハウ習得等を目的としたリーダー研修の実施に取り組みます。

##### [今後の方向性] 改善

地域福祉のリーダーとなる人材の育成計画や研修計画が必要であるため、具体的な研修プログラムの策定と認定制度の仕組みの導入について検討します。

## ○民生児童委員の活動支援

担当課等

福祉課／社会福祉協議会

### 【事業内容】

民生児童委員とのネットワーク会議を開催し、見守り活動等を行いやすくするための情報提供を行います。また、必要に応じて町・社会福祉協議会職員が同行訪問を実施するなど活動支援を行います。地域福祉推進の重要な担い手であることから、その役割や活動内容について、住民への周知を図ります。

### 【今後の方向性】 継続

効果は非常に高いものの民生児童委員の活動が見えにくいいため、民生児童委員の活動を周知し、町全体で取組を評価していく必要があると思われます。民生児童委員や社会福祉協議会、町などが連携して住民の困りごとや地域の生活課題を把握し、解決を試みるネットワークを強化します。

## ○ボランティア、NPO等の連携・活動支援

担当課等

福祉課／社会福祉協議会

### 【事業内容】

ボランティアやNPO等が活動しやすい環境を整備するとともに、組織化の支援を行います。また、地域の福祉ニーズとボランティア、NPO等の活動のマッチングの仕組みを構築します。

### 【今後の方向性】 改善

ボランティアの発掘、災害ボランティアとして活動を希望する団体を事前登録できる仕組みを実務レベルで機能させることなどが課題となっています。今後はボランティア養成のプログラムを企画・実施するとともに、ボランティア活動支援に携わる職員の資質向上及びスキルアップのための研修等に取り組みます。

## 基本目標 5 : 包括的な支援体制の整備

### ▶三種町の取組

## ○福祉・保健・医療等の総合的な情報提供の推進

担当課等

福祉課

### 【事業内容】

福祉・保健・医療等に関する情報を集約・体系化して、住民が有効に活用しやすいようにホームページ等を通じた情報発信を行います。また、インターネット環境がない人が情報を入手できるよう、パンフレット・チラシ等様々な情報発信を行います。どういう困りごととはどこへ相談したらいいのか、相談窓口を明確にし、わかりやすいように住民に周知します。

### 【今後の方向性】 改善

ホームページを下調べして相談する方が増えていますが、情報を誤解している場合もあります。身近な知人や民生委員を経て相談に至る方も多いため、地域の支援者への情報周知・啓発が重要と考えます。誤解を受けやすい情報については、「よくある事例」や「Q & A」の情報を掲載するなどして相談者の誤解の解消に努めます。

## ▶三種町と三種町社会福祉協議会の取組

### ○福祉・保健・医療等の連携によるケアシステムの推進

担当課等	福祉課／社会福祉協議会
------	-------------

#### [事業内容]

福祉・保健・医療等の専門職による切れ目のない支援と住民主体の様々な担い手との連携により、全世代型の地域包括ケアシステムの構築を図ります。地域課題の把握と自立支援を実現するための資源の開発や調整等を、生活支援コーディネーターとコミュニティソーシャルワーカーが中心となって担う体制を整備するとともに、多職種の専門職による地域ケア会議等において、自立支援を目的とした個別課題の解決に取り組みます。

#### [今後の方向性] 継続

これまでに社会資源の把握に努め、その結果を情報冊子としてまとめることや、生活支援体制整備事業、自立支援型地域ケア会議及び地域ケア会議など様々なケアシステム間の連携・協働を行うことができています。今後も地域における福祉・保健・医療サービスを総合的に整備し、地域住民に提供するため、多様な職種や機関と連携協働し、地域包括支援ネットワークの構築を進めます。

### ○見守りネットワーク活動の推進

担当課等	福祉課／社会福祉協議会
------	-------------

#### [事業内容]

地域住民と行政とのパイプ役である民生児童委員を中心に自治会とも連携を図り、支援を必要とする世帯の見守り活動を推進していきます。また、世帯内での孤立等、見守りを必要とする対象の拡大について、個人情報に配慮しながら検討していきます。住民に対しては、見守りの必要性について啓発を行うとともに、通報体制の周知を図ります。

#### [今後の方向性] 継続

見守りネットワーク活動の体制を整え、住民主体で地域生活課題に取り組めるような仕組みづくりが今後も必要であり、組織・団体間及び団体内の情報共有を図る仕組みづくりや、他機関連携の手法について検討します。また地域住民と行政とのパイプ役である民生児童委員を中心に自治会とも連携を図り、支援を必要とする世帯の見守り活動を推進していきます。

### ○小地域支え合い活動の推進

担当課等	福祉課／社会福祉協議会
------	-------------

#### [事業内容]

地域住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みる支え合い活動を推進するため、活動の立ち上げ、運営の支援を行います。住民同士の支え合いの仕組みとして、各地区で取り組まれているサロン活動の活性化・拡大に取り組みます。

#### [今後の方向性] 継続

サロン運営は誰かに依存するのではなく、みんなで役割分担できるシステムとなるよう、関係機関で連携して働きかけていくとともに、住民一人ひとりが様々な活動を通じて交流し、つながりを広げられるよう、地域での活動の活性化を図ります。

## 関連計画 1 : 成年後見制度利用促進計画

### (1) 計画策定の趣旨・目的

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人の権利を守り、生活や財産を法律的に支援する制度です。

認知症高齢者の増加等に伴い、認知症高齢者及び障がいのある人の意思決定支援の重要性が高まる中、判断能力が十分でなくても、人としての尊厳が損なわれることなく、その人らしく暮らし続けていくことを支援する成年後見制度は重要な役割を果たすものと考えられます。

しかしながら、現在の成年後見制度の利用状況をみると、成年後見制度の利用者数は近年、増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況といえます。

こうした中、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 28 年 5 月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）」では、市町村は、国の定める「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

これらを踏まえ、支援が必要な人を適切に成年後見制度へつなぎ、その人の権利が守られる地域づくりを目指し、「三種町成年後見制度利用促進計画」を策定するものです。

### (2) 計画の位置付け

本計画は、成年後見制度利用促進法第 14 条第 1 項に基づく本町の成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画です。

また、住民や行政、社会福祉協議会、地域の様々な活動主体が共に連携・協働しながら、地域の福祉課題等を解決するための地域福祉の基本的な方向性と方策を示す計画である「第 4 期三種町地域福祉計画・地域福祉活動計画」との整合性を図り、連携した取組を進めます。

### (3) 計画の期間

「第 4 期三種町地域福祉計画・地域福祉活動計画」と合わせ、令和 7 ～ 11 年度までの 5 年間の計画期間とします。

## (4) 成年後見制度利用促進に向けた施策の展開

### <成年後見制度の概要>

#### ① 成年後見制度を利用する人

判断能力が不十分で、ひとりで決めることに不安のある方。  
又は、将来、判断能力が低下したときの不安がある方。

#### ② 制度の種類

成年後見制度には、2つの種類があり、制度を利用する人の状態によって、どちらの制度を利用するかを判断します。

##### 1 任意後見制度

ひとりで決められるうちに、認知症や障がいの場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。自分らしい生き方を自ら決めることができます。

##### 2 法定後見制度

ご本人がひとりで決めることが心配になったとき、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。「補助」「保佐」「後見」の3つの種類（類型）が用意されています。

	補助	保佐	後見
対象者	重要な手続・契約の中で、ひとりで決めることに心配がある方	重要な手続・契約などを、ひとりで決めることが心配な方	多くの手続・契約などを、ひとりで決めることがむずかしい方
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

#### ③ 成年後見人等のなり手

成年後見人は、成年後見制度を利用する人の家族や親せきのほか、福祉の専門家や法律の専門家（専門職）などがなります。専門的な勉強をしたあなたの地域の人（市民後見人）や、後見をしてくれる団体（法人後見）などがなることもあります。

##### 1 家族や親せき

##### 2 専門職

弁護士や司法書士、社会福祉士等

##### 3 市民後見人

弁護士や司法書士などの資格を持たない、親族以外の住民による成年後見人等であり、市区町村等の支援を受けて後見業務を適正に担います。住民目線で本人に寄り添った、きめ細やかなサポートができる強みがあり、新たな担い手として重要視されています。

##### 4 法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことをいいます。

権利擁護や福祉・法律の知識や技術を持った法人が、成年後見制度の担い手として活動することは、適切な支援ができるというだけでなく、自らが持つネットワークの知見や情報を活用し、素早い対応ができたり、今まで支援してきた人が何らかの理由で支援できなくなった場合に、すぐに代替わりの人を選んで支援を引き継いでもらえるというメリットがあります。

#### ④優先的に取り組むべき事項

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度を必要とする人が利用しやすくするために、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の推進を優先的に取り組むべき事項として挙げています。

##### 1 町長申立ての実施

町長申立てに関する事務については、迅速に処理できる体制を整備するとともに、虐待案件及び身寄りのない人または身寄りに頼れない人への適切な支援を実施することとされています。

##### 2 成年後見制度利用支援事業の推進

成年後見制度利用支援事業は、低所得の高齢者や障がいのある人に対して申立費用や成年後見人に対する報酬を助成するもので、その推進が求められています。

### <制度の利用促進の方向性>

成年後見制度の利用の促進に関する法律及び成年後見制度利用促進基本計画に基づいて、利用者がメリットを実感できるように成年後見制度を総合的かつ計画的に推進します。

また、今後、国から新たな施策や方針が示された場合でも柔軟に対応し、認知症等の高齢者をはじめ、権利行使に不安のある成年者の権利を擁護し、必要なサービスが行き届くよう、社会福祉協議会や関係機関との連絡調整を図りながら、制度の周知と利用促進を図ります。

#### ○主な取組

取組	取組内容
成年後見制度利用支援、権利擁護体制整備の推進（高齢者・障がい者）	高齢者や障がい者が地域において安心して生活できるよう、権利擁護事業や成年後見人制度の周知を行い、ケースによっては成年後見人の町長申立てを行うなど、専門的見地から継続的な支援を行っています。令和2（2020）年度から社会福祉協議会に中核機関業務を委託しており、引き続き権利擁護事業の推進を図ります。 本人や家族、地域包括支援センター、サービス提供事業所等からの相談、連絡、情報提供を受け、関係機関等と連携しながら、支援を必要としている方に迅速かつ適切な支援を行います。
成年後見人の担い手確保	成年後見制度の利用について、職員や関係者等の資質向上のため、県などが開催する研修会等へ積極的な参加を図り、成年後見人の育成に資する研修参加の促進や周知に努めます。
地域連携ネットワークの構築	住民の権利擁護の支援のため、地域ケア会議など既存の資源・仕組みを活用し、連携を図りながら地域連携ネットワークの構築に努めます。 地域連携ネットワークにおいては、既存の各連携会議での情報共有により、ニーズの把握に努めるとともに、多機関の連携による早期の支援体制を整備し、適切な成年後見制度の利用を促進します。 地域連携ネットワークを弁護士等の専門家も含めた協議体として拡大し、法律や福祉の専門的な見地からの課題解決、支援を図ります。
成年後見制度利用支援事業	認知症や障がいにより判断能力が十分でなく、日常生活の意思決定が難しい方や介護保険サービス等の利用に支障がある方を対象に、制度に対する理解が不十分だったり、身寄りがなく、家族から虐待を受けているなどの事情により、成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず申し立てができない場合に、町長が成年後見制度等開始審判申し立てを行い、対象となる方の権利擁護を図ります。
日常生活自立支援事業の利用促進	判断能力が十分でない、高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などに対し、福祉サービスの利用援助や日常生活上の手続援助、日常的な金銭管理、書類等の預かりなど社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の利用促進を図ります。

## 関連計画 2 : 再犯防止推進計画

### (1) 計画策定の趣旨・目的

全国の刑法犯検挙人員に占める再犯者率は、平成 18 年時点の 38.8%から平成 30 年には 48.8%に達し、約 12 年で 10%上昇していることから再犯の防止が課題となっています。

このことを踏まえ、「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成 28 年 12 月 14 日に公布・施行され、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明記し施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項が示されたほか、国は再犯防止推進計画を策定し、地方公共団体においても、国の計画を勘案して推進計画を定めるよう努めるものとされました。

本町においても、国の推進計画及び法に基づき、三種町再犯防止推進計画を策定し、犯罪を犯した人が再び罪を犯すことなく自立した生活を送ることができるよう必要な体制整備や関係機関との連携などの取組を進めます。

### (2) 計画の位置付け

本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律 第 8 条第 1 項に基づき、「第 4 期三種町地域福祉計画・地域福祉活動計画」と一体的に策定します。

### (3) 計画の期間

「第 4 期三種町地域福祉計画」と合わせ、令和 7 ～ 11 年度までの 5 年間を計画期間とします。

### (4) 主な取組

犯罪を犯した人の立ち直りを支援し犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を実現するため、秋田県再犯防止推進計画を基本とし、保護司会を始めとする関係機関等と連携しながら、以下の取組を推進します。

取組	取組内容
関係機関等との連携強化・支援	国・県の研修や会議に参加し関係機関との連携強化を図ります。また、保護司等の活動に対し協力・支援を実施します。
住民に対する広報・啓発活動の推進	町のホームページや広報誌を活用した啓発活動を実施することで、再犯防止や更生保護についての理解が深まるよう図ります。
就労・住居の確保	就労について、生活困窮者自立支援制度を活用した支援のほか職業安定所と連携した相談支援を実施します。また、住居について、町営住宅の募集情報を提供します。
相談・支援の充実	個々のニーズに応じた様々な相談に対応できる体制を整えるとともに、相談内容に応じた各種サービスを提供できるよう、関係機関及び団体と連携し、相談・支援体制の充実を図ります。



## 第5章 計画の推進体制



# 1. 計画推進の考え方

計画推進にあたっては、地域住民をはじめ、地域、福祉団体、事業者等の参画や協力のもと、町と社協が連携しながら、計画に記載された施策や事業に取り組んでいきます。特に、地域福祉計画と地域福祉活動計画は、福祉の両輪として、それぞれ必要な部分を補完しあいながら、整合性を持った施策・事業の推進が求められることから、緊密な連携を図っていきます。

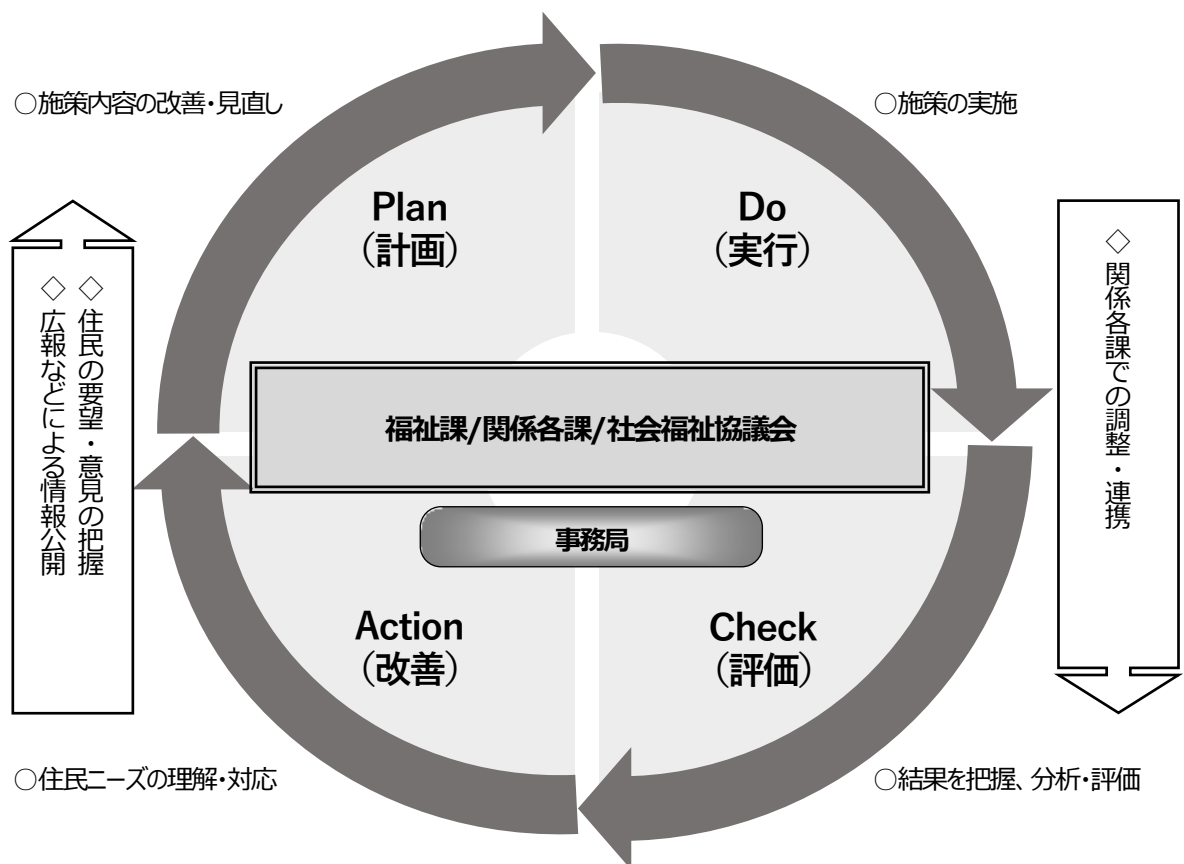
地域福祉に関わる課題や問題は、福祉、保健、医療、教育、住民活動、まちづくり等、多岐にわたり、町の多くの部署が関係することから、それらの課題等について、庁内において共有し解決に向けて連携を図ります。また、制度の狭間や複合的な課題などにも対応できるような、多機関等による包括的な相談支援体制の構築・強化に努めながら計画の推進にあたります。

# 2. 計画の進行管理

## (1) 推進体制

庁内関係課及び社会福祉協議会において定期的に進捗状況の確認を行うとともに、計画の中間年を目安に、これまでの取組の進捗状況の評価や総括、新たな課題への対応方針などについて検討を行い、計画期間中に計画の大幅な変更が必要な場合には、計画の見直しについても協議していくこととします。

また、計画の最終年度には本計画の進捗について総合的な総括を行うとともに、計画の改訂に向けた検討を行います。



## (2) 計画推進における留意点

### ① 計画の周知

地域福祉の推進のためには、一人ひとりが地域のことに関心を持ち、できることから地域の中で主体的に活動することが重要となります。

そして、一人ひとりの活動や地域の取組を支援し、個人や地域では対応できない課題へ行政が対応するために本計画を推進します。

そのため、本計画について、より多くの住民に知ってもらい、地域福祉推進の趣旨を踏まえて、個人や地域の取組が活発に行われるように計画の周知に努めます。

### ② 社会福祉協議会との緊密な連携体制の構築

地域福祉は社会福祉協議会と一体的に推進することから、定期的に社会福祉協議会との協議を行い、地域の生活課題や取組の状況などについて情報共有を図り、緊密な連携のもと、計画を推進していきます。

## 3. 計画の進捗及び評価

地域福祉の推進のための施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくりなど多岐にわたっており、幅広い住民の参画を得ながら、住民目線で計画の進捗を評価し、住民が日々直面する生活課題に対応できるように必要に応じて取組の見直し・修正を円滑に行うことができる体制の整備が求められます。

そこで、地域関係者、関係各課、社会福祉協議会の相互の連携による評価・点検を行うことを視野に、効果的な計画の推進を図ります。

評価・点検に際しては進捗評価シート等を事業ごとに作成し、事業の担当課に照会することで評価を行います。

計画に記載している事業の進捗について、定期的に事業ごとの実施状況や課題、成果などを確認し、計画通りに進行していない場合や、問題等が生じた場合には、取組内容の見直しや新規事業の必要性などを検討し、計画内容の見直しを行っていきます。

#### <進捗評価シートのイメージ>

事業名	●●事業
担当課/関係課	●●課
事業の実施状況	1. 実施している 2. 今後実施する予定 3. 未実施 4. 新規事業
事業の進捗評価	1. 100% (予定通り) 2. 80-100% (概ね予定通り) 3. 60-80% (やや予定した内容に満たない) 4. 40-60% (予定の半分程度) 5. 40%未満 (あまり進んでいない)
事業実施による成果	本事業を実施することにより、住民の地域福祉に対する関心を深め、地域の諸活動に参加する人を増やすことにつながっている。
事業に関わる問題点・課題	事業の参加者が固定化しており、新たに参加する人が少ない状況にあるため、事業の周知や利用方法に改善の余地があると思われる。
今後の方向性	1. 内容(規模)を拡大して継続 2. これまで通りに継続 3. 内容を改善して継続 4. 縮小 5. 廃止
今後の取り組み内容	事業の周知を強化していくとともに、より多くの人に参加しやすいように、開催方法や開催時期などについて、見直しを図っていく。

第4期  
三種町地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和7年3月

編集・発行	<p>三種町福祉課 〒018-2401 秋田県山本郡三種町鶴川字岩谷子8番地 TEL 0185-85-2190 FAX 0185-85-2178</p> <p>社会福祉法人 三種町社会福祉協議会 〒018-2303 秋田県山本郡三種町森岳字上台93番地5 TEL 0185-72-4400 FAX 0185-83-3200</p>
-------	---

